

平成30年度 第7回 新道区地域協議会 次 第

日時：平成30年11月20日（火）午後6時30分から
会場：新道地区公民館 多目的ホール

延 約100分

1 開 会

2 議 題

【95分】

（1）自主的審議事項

- ① 市関係課からの説明と質疑応答（その2）

（2）報告事項

- ① 会長会議の概要について

3 その他

【5分】

- （1）次回開催日の確認等

4 閉 会

新 道 区 の
ア イ コ ト バ

- ◎ 発言は、簡潔に話そう！
- ◎ 発言しやすい雰囲気をつくろう！
- ◎ 個人の意見を平等に扱おう！

調査票

施設名	富岡児童館
所管課名	こども課

① 維持管理及び運営（平成29年度決算・各論より引用）

		備考
所在地	上越市富岡 230	
設置	上越市	築：52年(平成30.4.1現在)
構造	木造	耐用年数：22年
面積	建物 234.61 m ² 、敷地 1,125.63 m ²	
管理	上越市	
耐震	基準を満たしている	
その他	(開設時間) 13:00～17:00(平日) 9:00～17:00(土曜) (対象者)概ね3歳以上の幼児又は 低学年児童等	休館日 日曜日・祝日 12月29日～1月3日

② 施設の管理実績（利用者数等）

	平成26年度 (決算)	平成27年度 (決算)	平成28年度 (決算)	平成29年度 (決算)	平成30年度 (9月末)
延利用者数	161	146	226	110	6
実利用者数	47	43	28	20	6

備考（増減の主な理由等）：

核家族化や親の就労形態の複雑化、学習塾等習い事の増加、ゲーム機器やスマートフォンの普及など社会環境の変化、「放課後児童クラブ」の整備に伴い、児童館そのものの利用者は年々減少傾向にある。

③ 施設管理における市の収支状況（各年度決算・各論より引用）

(単位：千円)

	平成26年度 (決算)	平成27年度 (決算)	平成28年度 (決算)	平成29年度 (決算)	平成30年度 (予算)
① 収入					
合計	0	0	0	0	0
② 支出					
施設維持管理費	780	1,224	1,099	469	2,909
(うち委託料)	(41)	(120)	(64)	(68)	(52)
その他		0	0	0	0
合計	780	1,224	1,099	469	2,909
③ 公費投入額 (②-①)	780	1,224	1,099	469	2,909
利用者1人当たり 公費投入額 (③/利用者数) (単位：円)	4,844	8,384	4,863	4,264	-

備考：

平成30年度は屋根の修繕を行ったことにより、管理費が増加している。

④ 今後の改修計画（該当項目に☑）

- 計画あり（時期：_____年度）
 計画なし
 その他（_____）

備考（「計画なし」の根拠等）：

児童館そのものの利用者は減少しており、施設も老朽化していることから、今後の在り方について、検討しているため。

⑤ 公の施設の再配置計画における当該施設の位置付け（該当項目に☑）

- 維持
 廃止
 その他（個々の施設の実態等を踏まえ別途検討する）

備考（「廃止」の根拠等）：

市全体の放課後の子どもたちの居場所について整理する中で、施設の在り方を検討する。

調査票

施設名	富岡子育てひろば
所管課名	こども課

注) 富岡児童館と重複する項目は割愛している。

① 施設の管理実績 (利用者数等)

	平成26年度 (決算)	平成27年度 (決算)	平成28年度 (決算)	平成29年度 (決算)	平成30年度 (予算)
利用者数	6,180	6,769	5,490	5,651	1,547

備考 (増減の主な理由等) :
 3歳未満児の保育園入園児童数の増加やオーレンブラザこどもセンターの開設等に伴い、子育てひろばの利用者数は減少傾向にある。

③ その他

「子育てひろば」について、富岡児童館以外での開設はあり得るか。

回答: (該当項目に)

- あり得る
- あり得ない

その理由: 施設が老朽化していることから、今後の在り方について検討していく。

② 施設管理における市の収支状況 (各年度決算・各論より引用)

(単位: 千円)

	平成26年度 (決算)	平成27年度 (決算)	平成28年度 (決算)	平成29年度 (決算)	平成30年度 (予算)
①収入					
その他	2,540	2,366	2,428	2,404	2,538
合計	2,540	2,366	2,428	2,404	2,538
②支出					
その他	3,810	3,549	3,644	3,607	3,808
合計	3,810	3,549	3,644	3,607	3,808
③公費投入額 (②-①)	1,270	1,183	1,216	1,203	1,270
利用者1人当たり公費投入額 (③/利用者数) (単位: 円)	206	175	221	213	-

調査票

施設名	富岡小放課後児童クラブ
所管課名	学校教育課

① 施設の管理実績（利用者数等）

(単位：人)

	平成26年度 (決算)	平成27年度 (決算)	平成28年度 (決算)	平成29年度 (決算)	平成30年度 (9/末)
延利用者数	293,391	301,107	285,328	302,277	166,556
うち、主な 利用団体名 (延人数)	<ul style="list-style-type: none"> 平日 (238,589人) 土曜日 (4,452人) 休業日 (48,374人) その他 (1,976人) 	<ul style="list-style-type: none"> 平日 (244,882人) 土曜日 (4,303人) 休業日 (49,443人) その他 (2,479人) 	<ul style="list-style-type: none"> 平日 (232,699人) 土曜日 (6,553人) 休業日 (44,171人) その他 (1,905人) 	<ul style="list-style-type: none"> 平日 (246,589人) 土曜日 (4,668人) 休業日 (49,421人) その他 (1,599人) 	<ul style="list-style-type: none"> 平日 (125,825人) 土曜日 (2,683人) 休業日 (37,254人) その他 (794人)
年実利用者数	22,185	23,321	22,356	25,270	12,606

備考（増減の主な理由等）：

- 平成28年度に利用が減少しているのは、平成27年度途中で、料金の見直したことが要因と思われる。
- 平成30年度については、9月末現在の数値である。
- 近年、利用児童数が増加しているのは、保護者の就労が増えているため。

注) 富岡児童館と重複する項目は割愛している。

② 施設管理における市の収支状況（各年度決算・各論より引用）

(単位：千円)

	平成26年度 (決算)	平成27年度 (決算)	平成28年度 (決算)	平成29年度 (決算)	平成30年度 (予算)
① 収入					
使用料 (利用者負担金)	80,201	100,343	114,688	122,216	116,891
その他 (国県等の交付金)	97,226	128,266	121,526	111,244	113,530
合計	177,427	228,609	236,214	233,460	230,421
② 支出					
施設維持管理費 (うち委託料)	()	()	()	()	()
その他	247,737	276,302	278,779	289,943	299,910
合計	247,737	276,302	278,779	289,943	299,910
③ 公費投入額 (②-①)	70,310	47,693	42,565	56,483	69,489
利用者1人当たり 公費投入額 (③/実利用者数) (単位：円)	7,551	7,545	7,339	6,637	14,518

※ 利用者1人当たり公費投入額は、国県補助を除いた額

備考：

- 平成27年度からは、子ども子育て支援交付金が充てられている。

③ その他

「放課後児童クラブ」について、富岡児童館以外での開設はあり得るか。

回答：(該当項目に☑)

- あり得る
- あり得ない

その理由：

- 学校校舎内若しくは、学校敷地内で運営ができるか。できない場合は、近隣の公共施設や民間施設での運営ができるかを検討している。

平成30年度

放課後児童クラブ利用案内

上越市では、昼間、保護者等が就労等で不在となる家庭の児童に対して、遊びを主とする活動の場を提供し児童の健全育成を図るとともに、保護者の子育てと就労の両立を支援するため、放課後児童クラブ(以下「クラブ」)を開設しています。

- 1 運営内容について P 1
 - (1) 開設場所
 - (2) 対象児童
 - (3) 開設時間
 - (4) 休日
 - (5) クラブの活動

- 2 利用手続きについて P 1～2
 - (1) 利用形態
 - (2) 利用申請手続き
 - (3) 利用中止手続き
 - (4) 利用承認の取り消し

- 3 利用料金等について P 3～4
 - (1) 利用料金
 - (2) 減免申請手続き
 - (3) 納付方法

- 4 放課後児童クラブ利用にあたってのお願い P 5
 - (1) 送迎について
 - (2) 緊急時の連絡等について
 - (3) 学級閉鎖等に伴う利用制限について
 - (4) クラブへの事前訪問について
 - (5) 土曜日等の昼食について
 - (6) 保険について

※ 放課後児童クラブ開設場所一覧(別添)

上越市教育委員会 学校教育課 学童保育係
〒942-8563 上越市下門前 1770 番地 上越市教育プラザ内
電話：025-545-9244 FAX：025-545-9272

問合せ先…学校教育課、各児童クラブ、各区総合事務所

1 運営内容について

- (1) 開設場所 別添の「放課後児童クラブ開設場所一覧」を参照してください。
- (2) 対象児童 上越市内に住所を有し、昼間、**保護者等が不在となる**家庭の児童（1～6年生）
 - ※ **保護者等**とは … 児童と同居する 18 歳以上 65 歳未満の人すべて
 - ※ **「不在となる」**とは … 就労等（入院・通院、家族の介護、就職面接、資格取得のための通学等も可）を理由に不在となる場合です。
 - ※ 個人的な趣味や旅行、買い物、休息といった理由では利用できません。
- (3) 開設時間 ①平日：午後 2 時 30 分から午後 6 時
 ②土曜日、長期休業日、学校代休日：午前 8 時から午後 6 時

- ・ 終業式など学校が早上がりになる場合は、学校の授業終了に合わせて開設時間を繰り上げます。
 - ・ 迎えの時間に合わせて午後 7 時まで延長して開設しています。
 - ・ 土曜日、長期休業日、学校代休日について、利用者から要望のあるクラブでは午前 7 時 30 分から開設しています。

※ 利用にあたっては、開設時間内の利用を厳守してください。
- (4) 休 日 日曜日、祝日、1 2 月 29 日～1 月 3 日、その他教育委員会が必要と認める日
- (5) クラブの活動
 - ・ 児童の健康管理、安全確保及び情緒の安定を図ること
 - ・ 遊びを通して自主性や社会性及び創造性の向上を図ること
 - ・ その他児童の健全育成に必要なこと

※ クラブでは、学習塾やスポーツクラブのような特別な指導は行いません。

<クラブでの生活の流れ>

	平日		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; text-align: left;"> た だ い ま 学 習 あ そ び 順 次 帰 宅 さ よ う な ら </div>									
時 刻	8	10	12	13	14	15	17	18				
土曜日等	おはよう	学習・読書	あそび	昼食	休 息	学習・読書	あそび	おやつ	あそび	順次帰宅	さようなら	

※上記は一例で、実際はクラブによって若干異なります。

2 利用手続きについて

- (1) 利用形態
 クラブの利用には3つの形態があります。下記の利用区分により申請してください。

利用区分	利用期間	利用の理由	利用申請書の提出期限
通 年	1 年間 (1 か月以上の継続利用)	就労、入院・自宅療養、家族の介護、資格取得のための通学	* 4 月 1 日から、または4月中から利用を開始する場合 <u>2月20日まで</u> * 5 月以降に利用を開始する場合 <u>利用開始月の前月10日まで</u>
長期休業日	夏・冬・春休み (終業式～始業式)		夏休み：6 月末日まで 冬休み：11 月末日まで 春休み：2 月末日まで
緊急一時	短期間 (1 日単位)	就労、通院、就職面接、家族の介護、学校行事、PTA 出席のため 等	<u>利用日の前日まで</u>

(2) 利用申請手続き

『放課後児童クラブ利用承認申請書』に必要な事項を記入し、添付書類（クラブ利用の理由を説明する書類など）を添えて、利用を希望するクラブまたは学校教育課、各区総合事務所へ保護者の方が直接提出してください。

なお、利用申請に必要な書類は、各クラブ、学校教育課、各総合事務所、南・北出張所に備え付けてあります。市ホームページからダウンロードすることもできます。

※ 利用料金の未納がある場合は利用できませんので、未納分の入金を済ませてから申請をお願いします。ご兄弟の利用分について未納がある場合もクラブの利用はできません。児童手当からの天引きもできますので学校教育課までご相談ください。

※ 利用児童数が定員を超える場合は、家庭状況を確認の上、緊急性の高い低学年から優先的に利用承認を行います。

＜利用申請に必要な添付書類＞

利用区分	利用の理由	申請時の添付書類 ※児童と同居する18歳以上65歳未満の人 すべてについて必要です。
通年	就労	①家庭外労働…『就労証明書』 ②家庭内労働 ・内職…『就労証明書』 ・自営…『自営業申立書』 ・農業(販売用)…『自営業申立書』
	入院、自宅療養	「入院計画書」「診断書の写し」等
	家族の介護	「障害者手帳の写し」「介護認定書の写し」等
	資格取得のための通学	「受講証明書の写し」「授業日程表の写し」等
長期休業日 (夏・冬・春休み)	※通年と同じ	※通年と同じ
緊急一時	就労	※通年と同じ
	通院	「診察予約票の写し」等
	就職面接	「面接通知の写し」等
	家族の介護	※通年と同じ
	学校行事 ほか	学校から配付された案内文書の写し等

※ 上記以外に、利用児童の健康状態などを適切に把握するために必要な『支援シート』に必要な事項を記入し、申請書類に添付してください。

(3) 利用中止手続き

・通年利用者…利用を中止する月の前月末日までに「利用中止届」を提出してください。

※利用中止届の提出がないと、利用されなくても利用料金が発生します。また、中止後の日割り計算による返金等はありませんので、ご注意ください。

・長期休業日及び緊急一時利用者…期間開始日(または利用予定日)の前日までに、クラブまたは学校教育課へご連絡（電話連絡も可能です）ください。当日以降キャンセルの場合は、利用料金をお支払いいただきます。

(4) 利用承認の取り消し

次の事項に該当した場合、クラブの利用はできません。

① 対象児童としての要件を欠くに至ったとき

保護者の就労期間が満了し、無職となった、入院していた保護者が退院した など

② 『放課後児童クラブ利用承認申請書』の内容に虚偽があったとき

③ クラブの運営上支障があると教育委員会が認めたとき

ほかの児童に危害を加える、保護者の迎えが恒常的に閉設時間（午後7時）を過ぎる など

3 利用料金等について

(1) 利用料金

《通年利用及び長期休業日利用》

利用区分		利用料金 (基本料金)	請求方法等
通年利用		6,000 円 /月額	<口座振替払い> ・当月分(6,000円)と前月の延長料金を合算し、当月末に引落し (末日が休日・祝日の場合は翌営業日) <納付書払い> ・当月分(6,000円)と前月の延長料金を合算し、当月中に納付書で 請求
長期 休業 日 利用	夏休み	8,000 円	<納付書払い> ・各利用料金(左記のとおり)を利用期間中に納付書で請求 延長料金は別の納付書で請求 ・春休み分は2枚の納付書(半額ずつ)で請求
	冬休み	3,000 円	
	春休み	4,000 円	

《緊急一時利用》

利用区分		利用料金 (基本料金)	請求方法等
半日 (1日単位で正午をまたがない利用)	500 円	<納付書払い> ・実際に利用した分の料金(左記のとおり)を月の利用最終 日に納付書で請求 ・延長分は基本料金と合算して請求	
1日 (1日単位で正午をまたぐ利用)	800 円	・半日の申請であっても、正午をまたいだ利用の場合は1 日扱い(800円)とします	

《延長料金》

- ・午前7時30分から午前8時までの利用については、上記利用料金のほかに1回/100円、午後6時以降の利用については、上記利用料金のほかに1回/200円をご負担いただきます。

《利用を中止、キャンセルする場合の利用料金等について》

- ・口座振替でお支払いの方で通年利用を中止する場合、中止する月の延長料金は、中止月の利用最終日に納付書で請求します。翌月は基本料金が発生しないため口座振替することができません。
- ・利用期間の途中で中止する場合、日割り計算による返金等はありません。
- ・利用承認後は利用をキャンセル、中止しない限りは、実際に利用がなくても料金が発生します。キャンセルの場合は必ず利用開始前にご連絡ください。当日以降キャンセルの場合は料金が発生します。

◎必ずお読みください

※<おやつ提供に関する方針>

児童クラブにおけるおやつ提供を平成30年7月から廃止します。

ただし、土曜日と長期休業日(夏休みや春休みなど)については、クラブにいる時間が長い
ため、1日1回おやつ時間を設定しますので、自宅からおやつを持参していただきます。
また、お茶等の飲料類の提供については、これまでどおり継続していきます。

(2) 減免申請手続き

① 減免対象者

対象	条件
生活保護受給世帯	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護受給世帯に認定されていること ※受給がなくても認定されていれば対象となります
市民税非課税世帯	<ul style="list-style-type: none"> 通年利用で4月から7月に利用を開始する場合、申請年度の前年度における世帯員全員の均等割、所得割がともに非課税であること 通年利用で8月以降に利用を開始する場合、申請年度における世帯員全員の均等割、所得割がともに非課税であること 長期休業日利用の場合、申請年度における世帯員全員の均等割、所得割がともに非課税であること（春休みの属する年度は終業式の属する年度とする）

② 減免額（通年利用と長期休業利用が対象となります）

利用区分	利用料金 (基本料金)	生活保護世帯		市民税非課税世帯	
		減免率	減免後の額	減免率	減免後の額
通年利用	6,000円	全額	—	1/2	3,000円
長期休業（夏休み）	8,000円	全額	—	1/2	4,000円
長期休業（冬休み）	3,000円	全額	—	1/2	1,500円
長期休業（春休み）	4,000円	全額	—	1/2	2,000円
緊急一時（半日）	500円	減免なし	減免なし	減免なし	減免なし
緊急一時（1日）	800円	減免なし	減免なし	減免なし	減免なし
延長料金 (18:00~19:00)	200円	減免なし	減免なし	減免なし	減免なし
延長料金 (7:30~8:00)	100円	減免なし	減免なし	減免なし	減免なし

③ 多子世帯への減免制度について

平成30年7月からの利用者負担金見直しに合わせて、現行の減免制度に**多子世帯を新たに減免（兄弟、姉妹のクラブ利用者に限り）の対象に加えます。**

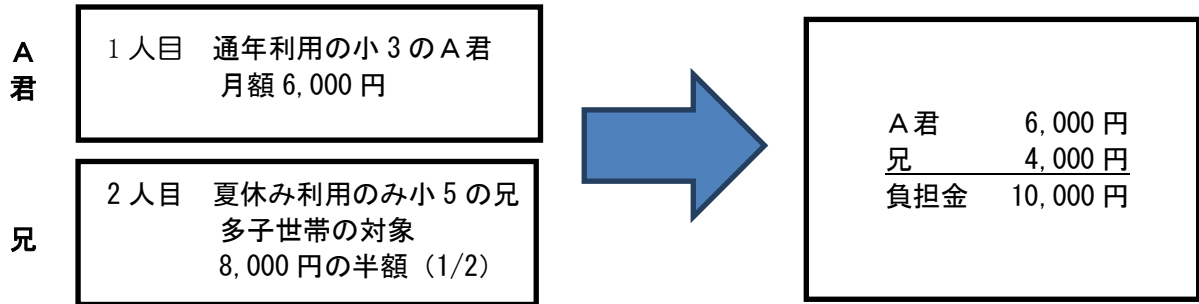
利用区分	利用料金額 (基本料金)	多子世帯 2人目の場合		多子世帯 3人目以降の場合	
		減免率	減免後の額	減免率	減免後の額
通年利用	6,000円	1/2	3,000円	全額	0円
長期休業日利用（夏休み）	8,000円	1/2	4,000円	全額	0円
長期休業日利用（冬休み）	3,000円	1/2	1,500円	全額	0円
長期休業日利用（春休み）	4,000円	1/2	2,000円	全額	0円

※生活保護世帯は全額減免、市民税非課税世帯は半額（1/2）減免し、3人目以降は全額減免

※緊急一時及び延長料金については減免制度なし

【例】

小学3年生のA君が通年利用しており、8月の夏休みのみ小学5年生の兄もクラブを利用した場合の利用者負担金はいくらか。



③ 減免申請書類と提出期限について

- 利用承認（利用料減免）申請書（利用児童一人につき1枚提出）
※各クラブ、学校教育課、各区総合事務所に備え付けているほか、市ホームページからダウンロードすることも可能です。
- 課税証明
※前年の1月1日時点で上越市に住所がなかった方のみ提出（前住所の自治体で発行）

利用区分	提出期限
通年利用	<ul style="list-style-type: none"> • 4月1日から、または4月中から利用を開始する場合 <u>2月20日まで（提出期限はその都度お知らせします）</u> • 5月以降に利用を開始する場合 <u>利用開始月の前月10日まで</u>
夏休み利用	6月29日（金）まで
冬休み利用	11月末日まで
春休み利用	2月末日まで

④ 減免の決定（却下）について

減免申請者全員に減免決定（却下）通知書を送付します。

⑤ 減免の取消について

利用を中止したとき（再度利用を申請する場合は減免の申請も再度必要となります。）

(3) 納付方法

《口座振替》… 通年利用者のみ

納め忘れのない便利な口座振替をぜひご利用ください。

口座振替を希望される方は、クラブまたは学校教育課に備え付けの用紙に必要事項を記入の上、希望の金融機関窓口へ提出してください。

【口座振替ができる金融機関】

第四銀行、北越銀行、八十二銀行、大光銀行、富山第一銀行、上越信用金庫、新井信用金庫、糸魚川信用組合、新潟県信用組合、新潟県労働金庫、ゆうちょ銀行、えちご上越農業協同組合の本店・各支店・出張所

《納付書払い》… 長期休業日及び緊急一時利用者、通年利用者で口座振替を利用されない方

クラブから納付書をお渡しますので、指定された期日までにお近くの金融機関（ゆうちょ銀行を除く）で納付してください。学校教育課、各区総合事務所、南・北出張所でもお支払いすることができます（クラブでのお支払はできませんのでご注意ください）。

4 放課後児童クラブ利用にあたってのお願い

(1) 送迎について

- 児童の帰宅は保護者の迎えが原則です。同様に、土曜日や長期休業日など自宅からクラブに通所する場合も保護者の送迎が原則です（※小・中・高校生の兄弟姉妹が送迎することはできません）。
- 迎えの際は、入口にあるクラブ専用インターホンをご利用ください。
- 普段と違う保護者が迎えに来る場合は、必ず事前にクラブへ連絡してください。
- 児童の安全確保のため、原則として、クラブ入室後は児童1人での外出はできません。

(2) 緊急時の連絡等について

- クラブでは毎日出欠を確認します。欠席する場合は、必ず前日までにクラブへ連絡するとともに、学校開校日においては、学校宛ての連絡帳（連絡ノート）などへクラブ欠席の旨を記入してください。
- クラブでのケガ・病気などに際しては、状況に応じて迎えに来ていただく場合があります。
- 緊急連絡先や勤務先等に変更があった場合は、必ずクラブへお知らせください。

(3) 学級閉鎖等に伴う利用制限について

- インフルエンザや感染性胃腸炎等の流行による学級・学校閉鎖の際は、本人に症状がみられなくても、該当する学級・学年の児童はクラブを利用できません。
- 上記以外の場合でも、下表の感染性の病気に罹患している児童はクラブを利用できません。利用を再開する前に、必ずかかりつけ医にクラブ利用の可否を確認いただくようお願いいたします。

【かかりつけ医の確認が必要な感染症】

インフルエンザ、百日咳、麻しん、流行性耳下腺炎、風しん、水痘、咽頭結膜熱、結核、腸管出血性大腸菌感染症、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、髄膜炎菌性髄膜炎、その他感染症（コレラ、細菌性赤痢、腸チフス、パラチフス等）

(4) クラブへの事前訪問について

クラブはお子さんの生活の場です。1日も早くクラブでの生活に慣れて楽しい時間を過ごせるよう、利用前のクラブ訪問をお勧めします。また、クラブによって持ち物や生活の流れが異なりますので、事前に確認をお願いします。

(5) 土曜日等の昼食等について

土曜日、長期休業日、学校代休日、終業式など学校給食がない日にお昼をまたいでクラブを利用する場合は、必ずお弁当と水筒とおやつ（1日40円程度）を持たせてください。

(6) 保険について

市では「学童保育事業保険」に加入しており、クラブ内で起きたケガ等について見舞金が支給されます。**見舞金は実際の治療費に関わらず、入院1日につき1,500円、通院1日につき1,000円です。**眼鏡の破損等物品に対する補償はありません。

放課後児童クラブ開設場所一覧

(平成30年7月現在)

クラブ名	設置場所	電話番号・FAX番号
大手町小学校放課後児童クラブ	上越市大手町2番20号(大手町小学校内)	025-524-6206
東本町小学校放課後児童クラブ	上越市東本町二丁目2番7号(東本町小学校内)	025-526-6945
南本町小学校放課後児童クラブ	上越市南本町三丁目9番1号(南本町小学校内)	025-525-3229
黒田小学校放課後児童クラブ	上越市大字黒田463番地1(黒田小学校内)	025-523-3916
飯小学校放課後児童クラブ	上越市大字飯1946番地(飯小学校内)	025-526-6764
富岡小学校放課後児童クラブ	上越市大字富岡230番地(富岡児童館内)	025-525-0023
稲田小学校放課後児童クラブ	上越市稲田一丁目6番7号(稲田小学校内)	025-522-9705
和田小学校放課後児童クラブ	上越市大字上箱井202番地(和田小学校内)	025-523-3370
大和小学校放課後児童クラブ	上越市大和二丁目13番7号	025-526-7058
春日小学校放課後児童クラブ	上越市大豆一丁目13番11号(春日小学校内)	025-524-8914
高志小学校放課後児童クラブ	上越市木田三丁目4番8号(高志児童館内) 上越市木田三丁目1番25号(高志小学校内)	025-522-4850 025-526-3433
諏訪小学校放課後児童クラブ	上越市北田中357番地(諏訪児童館内)	025-520-2964
三郷小学校放課後児童クラブ	上越市大字長者町442番地1(三郷小学校内)	025-523-3611
戸野目小学校放課後児童クラブ	上越市戸野目682番地(戸野目小学校内)	025-524-1631
上雲寺小学校放課後児童クラブ	上越市大字上雲寺16番地(上雲寺小学校内)	025-528-7351
大町小学校放課後児童クラブ	上越市大町三丁目2番32号(大町小学校内)	025-523-7256
高士小学校放課後児童クラブ	上越市大字高津49番地(高士小学校内)	025-528-3232
八千浦小学校放課後児童クラブ	上越市大字下荒浜782番地1(八千浦小学校内)	025-543-2741
直江津小学校放課後児童クラブ	上越市住吉町3番5号(直江津小学校内)	025-543-1083
古城小学校放課後児童クラブ	上越市港町二丁目16番1号(古城小学校内)	025-545-9204
直江津南小学校放課後児童クラブ	上越市中央一丁目7番1号(直江津南小学校内)	025-543-2606
北諏訪小学校放課後児童クラブ	上越市大字上千原165番地(北諏訪小学校内)	025-543-3554
保倉小学校放課後児童クラブ	上越市大字上吉野146番地2(保倉小学校内)	025-520-2077
有田小学校放課後児童クラブ	上越市大字安江42番地(有田小学校体育館棟)	025-531-3057 025-531-3058(留守番電話及びFAX専用)
春日新田小学校放課後児童クラブ	上越市大字春日新田1274番地(春日新田小学校内)	025-543-4807
国府小学校放課後児童クラブ	上越市五智三丁目12番3号(旧JAえちご上越五智支店)	025-545-3213
谷浜小学校放課後児童クラブ	上越市大字有間川441番地1(谷浜公民館内)	025-546-2021
高田西小学校放課後児童クラブ	上越市寺町二丁目20番1号(福祉交流プラザ内)	025-525-2023
安塚放課後児童クラブ	上越市安塚区安塚2575番地(安塚小学校内)	025-592-2920
浦川原放課後児童クラブ	上越市浦川原区横川274番地3	025-599-2204
大島放課後児童クラブ	上越市大島区大平3735番地(大島小学校内)	025-594-3950
牧放課後児童クラブ	上越市牧区国川1550番地1(牧小学校内)	025-533-5183
柿崎放課後児童クラブ	上越市柿崎区柿崎601番地1(柿崎小学校内)	025-536-2664
上下浜放課後児童クラブ	上越市柿崎区上下浜569番地(上下浜小学校内)	025-536-2645
下黒川放課後児童クラブ	上越市柿崎区柳ヶ崎707番地(下黒川小学校内)	025-536-2786
大潟放課後児童クラブ	上越市大潟区土底浜1889番地1(大潟児童館内)	025-534-6268
南川放課後児童クラブ	上越市頸城区上吉194番地1(南川児童館内)	025-545-2205
大瀧放課後児童クラブ	上越市頸城区百間町1134番地(大瀧小学校内)	025-530-2361
明治放課後児童クラブ	上越市頸城区日根津2929番地(明治小学校内)	025-530-3668
吉川放課後児童クラブ	上越市吉川区原之町1819番地(吉川小学校内)	025-548-3901
中郷放課後児童クラブ	上越市中郷区二本木704番地(中郷小学校内)	0255-74-2354
板倉放課後児童クラブ	上越市板倉区針668番地3(いたくら保育園内)	0255-78-2370
宮嶋放課後児童クラブ	上越市板倉区宮島180番地(宮嶋小学校内)	0255-78-4120
山部放課後児童クラブ	上越市板倉区山部253番地(山部小学校内)	0255-78-5750
豊原放課後児童クラブ	上越市板倉区戸狩24番地	0255-78-2086
清里放課後児童クラブ	上越市清里区岡嶺新田180番地(清里小学校内)	025-528-7043
里公放課後児童クラブ	上越市三和区鴨井710番地(里公小学校内)	025-532-4148
上杉放課後児童クラブ	上越市三和区今保584番地(上杉小学校内)	025-532-4087
美守放課後児童クラブ	上越市三和区本郷668番地(美守小学校内)	025-532-2753
名立放課後児童クラブ	上越市名立区車路290番地(宝田小学校内)	025-537-2007
上越教育大学附属小学校 放課後児童クラブ	上越市西城町一丁目7番1号(上越教育大学附属小学校内)	025-523-2632

第5章 土地利用構想

第2節 めりはりのある土地利用（面）

市民のすこやかな暮らしを支え育み、まちの自然や資源を受け継いでいくため、地勢的特徴に応じて市域を「市街地」「田園地域」「中山間地域」に区分し、各地域の特性と役割を踏まえた土地利用を行います。

土地は、人々の暮らしや産業活動などの基盤となる限られた資源であるため、生活環境の向上や自然環境・景観の保全、防災などの視点から、すこやかなまちの形成に向け、市民や事業者などとともに計画的な土地利用を推進します。

これまでに整備された道路や公園、公共施設、建築物などの既存ストックを有効活用しながら、社会経済情勢の変化に対応し、市の持続的な発展を可能とするまちづくりや土地利用を推進します。

《面(エリア)のイメージ》





市街地

○対象地域

- ・既に市街化が進んだ地域または市街化が想定される地域を指します。

○機能

- ・暮らしを支える多様な都市機能⁸を有する地域とします。

○土地利用の考え方

- ・将来の人口減少や社会経済情勢の変化などを踏まえ、市街地の適正な規模を維持します。
- ・社会経済情勢を踏まえた住宅・商業・工業の土地利用の変化や、住民・事業者のニーズを見極めながら柔軟な土地利用を進めるとともに、市街地内で十分に活用されていない土地の解消に努めます。

【住居系の用地】

- ・住居系の用地内に宅地の供給を誘導しながら、市民が安心して快適に生活できる住環境を形成するための基盤整備に努めます。

【商業系の用地】

- ・既存の商業集積地を維持し、魅力を高めるため、地域特性に応じた商業機能の立地を誘導します。

【工業系の用地】

- ・直江津港や高速道路などの交通結節点としての立地特性をいかし、企業の立地を誘導します。

田園地域

○対象地域

- ・市街地に隣接する平坦で農地と集落が分布する地域を指します。

○機能

- ・農業生産機能と生活機能を有する地域とします。

○土地利用の考え方

- ・優良な農地や自然環境、農村部の景観を保全します。
- ・集落地は、農村らしいゆとりある住環境を形成します。
- ・優良な農地は、地域の実情に応じて大規模ほ場などの生産基盤の整備を進めるとともに、農地の集積を進め、農業の生産性を高める土地利用を推進します。

中山間地域

○対象地域

- ・平地の外縁部から山間地に至るまとまった平坦な耕地の少ない地域などを指します。

○機能

- ・水源かん養³⁹や保水・浄水、生態系保全などの様々な公益的機能と生活機能を有する地域とします。

○土地利用の考え方

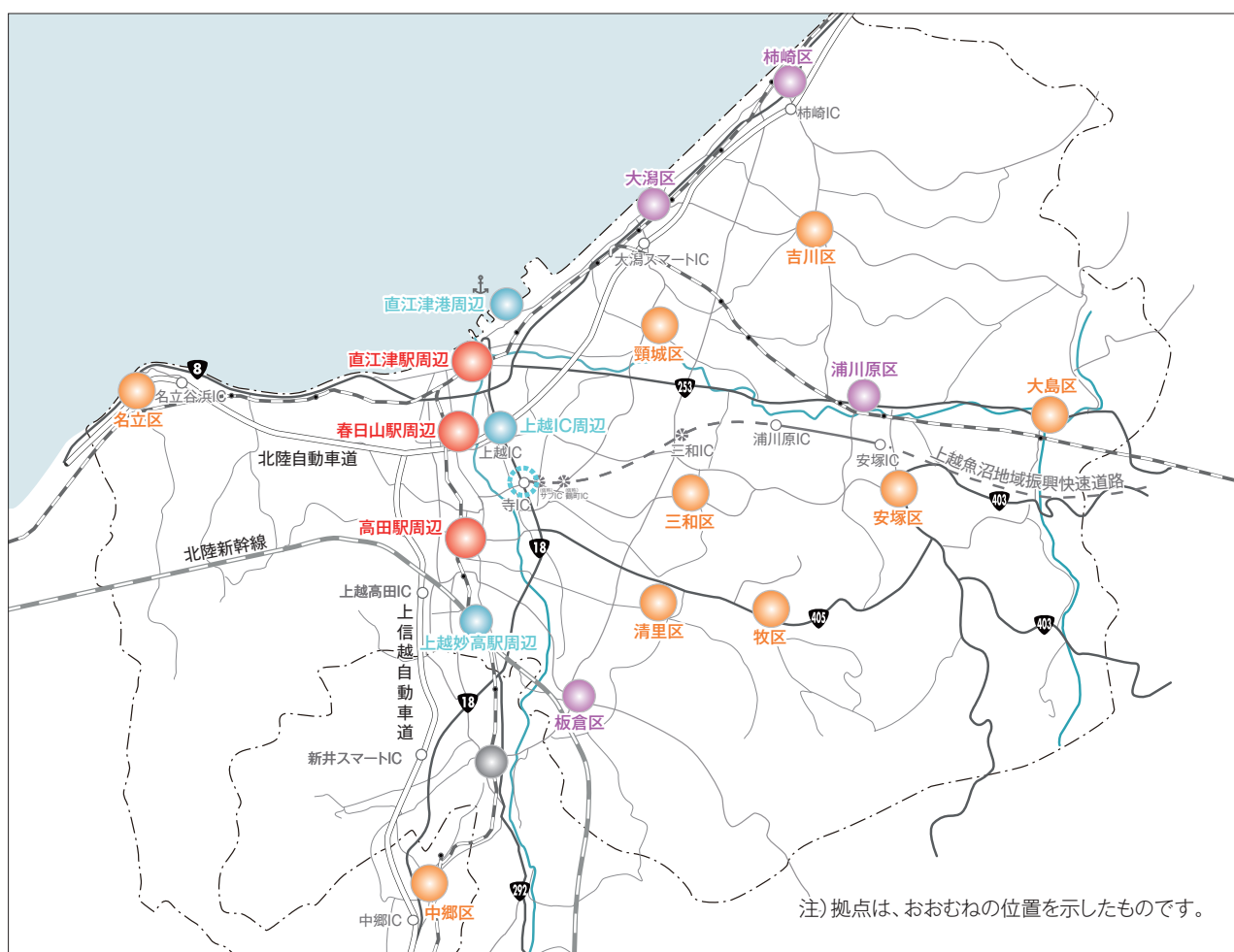
- ・自然環境や景観を保全するとともに、水源かん養などの公益的機能を維持するため、森林の適切な管理と農地の保全を推進するとともに、人や地域の支え合いなどにより中山間地域の暮らしを支援します。
- ・集落地は、自然環境と調和した里山らしい住環境を形成します。

第5章 土地利用構想

第3節 暮らしを支える拠点の構築（点）


市民のすこやかな暮らしを支え育み、まちの求心力の向上を図るため、中心市街地や各区総合事務所の周辺、広域交通の結節点の周辺など、市内外からの求心力を持った安定的な機能集積地を「拠点」と位置付け、拠点が備える機能に応じて「都市拠点」「地域拠点」「生活拠点」「ゲートウェイ」の四つに区分し、暮らしを支える都市機能⁸が集積したまとまりのある拠点の形成を図ります。


《点(拠点)のイメージ》







●拠点の区分・拠点が備える機能

都市拠点 	
対象場所	高田駅周辺、直江津駅周辺、春日山駅周辺
機能	市の中心地として多様な都市機能 ^⑧ が集積し、市内外からの交通アクセスを有する。

地域拠点 	
対象場所	浦川原区、柿崎区、大潟区、板倉区の各中心的エリア(総合事務所周辺)
機能	日常生活に必要な機能に加え、周辺の生活拠点を支える機能が集積し、地区内外からの交通アクセスを有する。

生活拠点 	
対象場所	安塚区、大島区、牧区、頸城区、吉川区、中郷区、清里区、三和区、名立区の各中心的エリア(総合事務所周辺)
機能	日常生活に必要な機能が集積し、地区内外からの交通アクセスを有する。

ゲートウェイ 	
対象場所	上越妙高駅周辺、直江津港周辺、上越インターチェンジ周辺
機能	広域交通が結節し、広域的な人や物の移動の玄関口としての特性をいかした機能を有する。

都市拠点が有する機能	《機能の例》 ○洋服などの買回品を購入する店 ○大型商業施設または商業施設の集積 ○総合病院または医療機関の集積 ○図書館、文化施設、ビジネスホテル、コンベンション施設 など	
	地域拠点が有する機能	《機能の例》 ○スーパー・ホームセンター ○金融機関 ○福祉施設 ○体育施設 など
		《機能の例》 ○生鮮食料品などの最寄品を購入する店 ○行政窓口 ○郵便局 ○農協 ○コミュニティ施設 ○保育所 ○小中学校 ○医療機関 ○公共交通 など
生活拠点が有する機能	日常生活に必要な機能	

第5章 土地利用構想

●拠点の整備の考え方

都市拠点 高田駅周辺、直江津駅周辺、春日山駅周辺

都市的ライフスタイルを可能とする居住環境と当市の経済発展の原動力となる都市機能⁸の集積を図るとともに、市内外からの交通アクセス性を高め、多様な人々や団体が集まり、交流や連携が生まれるにぎわいのある拠点を目指します。



地域拠点 浦川原区、柿崎区、大潟区、板倉区の各中心的エリア（総合事務所周辺）

日常生活に必要な機能に加え、周辺の生活拠点を支える機能の維持・集積を図るとともに、地区内の集落や地区外からの交通アクセスを確保し、人々や団体が集まり、交流や連携が生まれる拠点を目指します。



生活拠点 安塚区、大島区、牧区、頸城区、吉川区、中郷区、清里区、三和区、名立区の各中心的エリア（総合事務所周辺）

日常生活に必要な機能の維持・集積を図るとともに、地区内の集落や地区外からの交通アクセスを確保し、人々や団体が集まり、交流や連携が生まれる拠点を目指します。



ゲートウェイ 上越妙高駅周辺、直江津港周辺、上越インターチェンジ周辺

広域交通が結節し、市内から市外へ、市外から市内への広域的な人や物の移動の玄関口としての特性をいかした機能の集積を促進します。



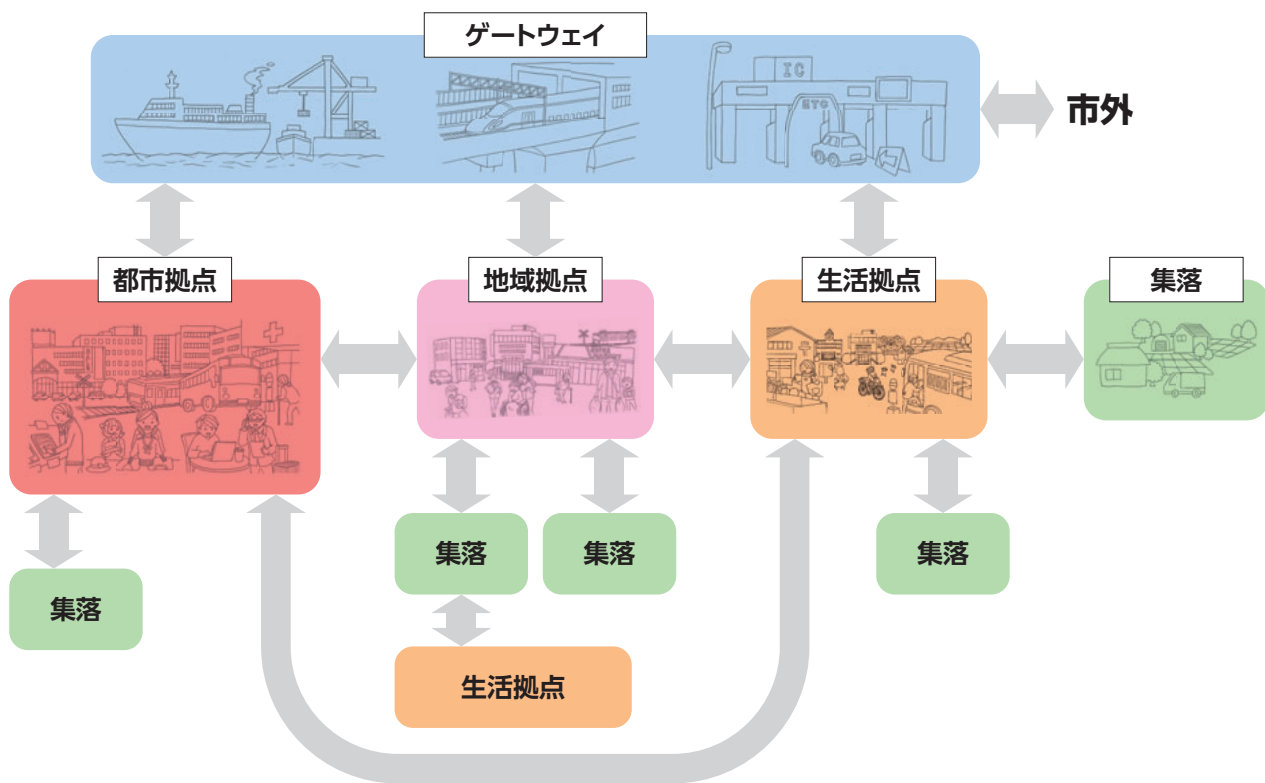
上越魚沼地域振興快速道路³⁵の整備促進により関東・魚沼方面からの新たな玄関口となることが予定される寺インターチェンジ周辺については、今後、道路整備の進捗状況を考慮してゲートウェイとしての位置付けを視野に、それにふさわしい機能を整備・誘導することを検討します。



■各都市拠点の整備の考え方

高田駅周	<ul style="list-style-type: none"> 雁木や寺町などの歴史的なまちなみを有し、多様な都市機能^⑧が集積している特徴を踏まえ、既に集積している都市機能やまちの歴史的価値をさらに高める観点から必要な都市機能の集積や歴史的まちなみの保存・活用を促進します。 また、歴史文化などの地域資源を活用したまちなかの回遊性の向上や、空き店舗などの既存ストックの活用などにより賑わいの向上を図ります。
直江津駅周	<ul style="list-style-type: none"> 鉄道が結節する交通の要衝としての特徴や、新水族博物館の建設予定を踏まえ、既存の都市機能に加え、商業、交流機能などの立地を促進し、鉄道沿線地域の拠点となるまちを目指します。 また、歴史を感じさせるまちなみや日本海を一望できる景観などの個性的な資源を活用するとともに、近隣にある直江津港の存在を踏まえ、新水族博物館の建設など市内外からの交流促進に寄与する機能の充実を図ります。
春日山駅周	<ul style="list-style-type: none"> 市役所や文化会館などの公共施設が集積している特徴を踏まえ、行政、文化・スポーツなどの都市機能の集積や、上杉謙信ゆかりの春日山への玄関口であることをいかし、文化・交流の拠点となるまちを目指します。

《各拠点の関係性のイメージ》



■各ゲートウェイの整備の考え方

上越妙高駅周	<ul style="list-style-type: none"> 北陸新幹線の開業による市の新たな玄関口としての特徴を踏まえ、観光やビジネスを目的とした来訪者をもてなすにふさわしい環境整備や都市基盤の充実を図りながら、市内外への円滑な移動を実現する交通結節点としての利便性や広域的な拠点性を高める機能の集積を促進します。
直江津港周	<ul style="list-style-type: none"> 国内外への航路を有し、LNG基地^⑤や火力発電所が立地し、メタンハイドレート^⑦の生産の支援拠点となることが期待される状況を踏まえ、エネルギー港湾としての特長をいかしつつ、物流機能やエネルギー関連産業、製造業等の機能の集積を促進します。
上越インターチェンジ周辺	<ul style="list-style-type: none"> 高速道路と国道が接続し、大規模な商業施設や流通業務系の企業が集積している特徴を踏まえ、広域交通ネットワークを活用できる充実した環境をいかし、既存の商業・物流機能の充実を促進します。

「オラレ上越」 売上高・来店客数・事務協力費推移

(単位:日、円、人)

年度	開催日数	売上高 ①	1日平均 売上高	来場者数	1日平均 来場者数	事務協力費 (①×2%)	備考
平成23年度	58	204,943,700	3,533,512	11,094	191	4,098,874	平成24年2月2日 オープン
平成24年度	360	1,249,996,600	3,472,213	70,180	195	24,999,932	
平成25年度	360	1,157,572,600	3,215,479	73,762	205	23,151,452	
平成26年度	360	988,467,500	2,745,743	68,886	191	19,769,350	
平成27年度	359	1,059,446,500	2,951,104	68,389	190	21,188,930	
平成28年度	360	1,003,430,600	2,787,307	60,634	168	20,068,612	8月23日オラレ刈羽 オープン
平成29年度	360	935,844,200	2,599,567	57,865	161	18,716,884	
平成30年度	182	458,502,200	2,519,243	28,097	154	9,170,044	平成30年4月～9 月(上半期)の集計
合計	2,399	7,058,203,900	2,942,144	438,907	183	141,164,078	

オラレ上越環境委員会について

1 設置目的

オラレ上越の業務運営について、周辺地域との調和・共存を図るため必要な諸問題について、その解決に向け協議調整を行うことを目的とする。

・オラレ上越環境委員会運営規約・・・・・・・・P-1

2 委員構成

・オラレ上越環境委員会委員構成・・・・・・・・P-2

3 開催時期

例年7月下旬

4 協議内容

- (1) オラレ上越の運営状況等について（売上、来場者数等）
- (2) オラレ上越周辺の環境対策について

【議題対象】

- ・ 交通安全対策
- ・ 治安維持対策
- ・ 青少年及び教育環境対策
- ・ 周辺環境の美化対策 ※事前に委員に照会、集約し、当日回答

- (3) 意見交換

5 委員からの意見（平成29年度、30年度開催分）

・オラレ上越環境委員会要望事項一覧・・・・・・・・P-3～4

オラレ上越環境委員会運営規約

(趣旨)

第1条 この規約は、オラレ上越の設置に関する細目協定書（平成24年2月1日締結）第6条第3項の規定に基づき、オラレ上越環境委員会（以下「委員会」という。）の運営に関する事項を定める。

(設置)

第2条 この委員会は、オラレ上越の業務運営について、周辺地域との調和・共存を図るため必要な諸問題について、その解決に向け協議調整を行うことを目的とし、設置する。

(委員会の構成)

第3条 この委員会は、別表に定める委員をもって構成する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げないものとする。
2 委員に変更が生じた場合は、上越市及び府中市が協議をし、この委員会です承を得るものとする。

(役員)

第5条 この委員会に、会長、副会長を置く。

(協議事項)

第6条 この委員会は、オラレ上越の設置に関する細目協定書第6条第2項に掲げる事項について協議する。

(会議)

第7条 委員会は、会長が招集し、会長が議長となる。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は、上越市がこれに充たるものとする。
2 事務局は、会議を開催した場合は、議事録を作成するものとする。

(経費)

第9条 委員会に必要な経費は、オラレ上越運営会社の富士レックス㈱が負担する。

附 則

この規約は、平成24年3月8日から施行する。

オラレ上越環境委員会 委員構成

分 類	団 体	役 職	◎会長 ○副会長
富岡小学校区町内会長	富岡町内会	会長	◎会長
		副会長	
	中々村新田町内会	会長	
	中田新田町内会	会長	
	大日町内会	会長	
	上島町内会	会長	
	平岡町内会	会長	
	南田屋新田町内会	会長	
	北田屋新田町内会	会長	
	大道福田町内会	会長	
	藤野新田町内会	会長	
富岡小学校教職員	富岡小学校	校長	
		教頭	
富岡小学校保護者等	富岡小学校PTA	会長	○副会長
		副会長	
	富岡小学校後援会	会長	
	富岡小学校地域青少年育成会議	会長	
新道区地域協議会	新道区地域協議会	会長	○副会長
防犯・交通関係団体	富岡小学校区防犯組合	組合長	○副会長
	交通安全協会新道北部支部	支部長	
施設権利者	株式会社パティオ	専務	
上越市	産業観光部産業振興課	課長	
府中市	事業部	部長	
運営会社	富士レックス株式会社	常務取締役	

事務局	上越市産業観光部産業振興課
-----	---------------

平成 29 年度オラレ上越環境委員会 改善事項一覧

No.	団体名	改善事項	対応状況
1	富岡小学校	<p>【交通安全対策】</p> <p>富岡小学校周辺の安全確保、交通安全対策として行っている見守り活動は、安心感を与えてくれている。引き続き活動をお願いしたい。</p>	引き続き見守り活動を継続する。
2	上島町内会	<p>【青少年及び教育環境対策】</p> <p>オラレ上越自体の問題ではないが、パティオ周辺は夜間になると時々若者たちが騒いでいるのを見かける。風紀上よくないので対応をお願いしたい。</p>	上越市市民安全課防犯・交通安全係に情報提供を行った。
3	富岡小学校青少年育成会議	<p>【青少年及び教育環境対策】</p> <p>富岡小学校青少年育成会議として、地域の子供たちの成長、体験のために協力していくことはできないかと考えている。</p> <p>具体策は考えていないが、何か一緒にできることがあれば、やってみたいと考えている。</p>	—

※参考：照会事項：オラレ上越の設置・運営に起因する周辺環境への問題のうち下記に案件に関する事項

- ①交通安全対策
- ②治安維持対策
- ③青少年及び教育環境対策
- ④周辺環境の美化対策

平成30年度オラレ上越環境委員会 改善事項一覧

No.	団体名	改善事項等	対応等
1	富岡小学校	<p>【交通安全対策】</p> <p>児童下校時の学校周辺での見守り活動は、児童に安心感を与えるとともに、不審者の抑止にもつながっている。引き続き、見守り活動をお願いしたい。</p>	<p>今後も可能な限り見守り活動を実施する。</p> <p>(富士レックス㈱回答)</p>
2	上島町内会	<p>【交通安全対策】</p> <p>警備員を配備し、監視・誘導などの確に行っていたいただき感謝している。</p> <p>夏の暑いさなか、冬の寒いさなか警備の皆さんは大変そうである。もう少し勤務のしやすい小屋などを設置してあげたらと感じる。</p>	<p>現状の対策として、スーパーひらせい側には小さい小屋を、オラレ側には日差しや雪の多い時にはパラソルを設置している。又、交代で立哨しており、猛暑などには交代のサイクルを短くする等、1人の負担を軽減するよう努めている。</p> <p>(富士レックス㈱回答)</p>
3	〃	<p>【治安維持対策】</p> <p>協定に基づき、実施していただいている。</p>	<p>引き続き、治安維持対策を継続する。</p> <p>(富士レックス㈱回答)</p>
4	〃	<p>【青少年及び教育環境対策】</p> <p>オラレ上越自体は、的確に対策をしておられるが、パティオでのイベント開催時や帰省時期等による来客増加時には、深夜までの騒音対策をパティオで行っていただきたい。</p>	<p>今年度からイベント主催者とは事前に念入りに打合せを実施し、夜間の騒音対策、警備体制の強化した中で開催許可を出している。また、来客増加時にも騒音対策、警備体制の強化を、今後も適切に行っていく。</p> <p>(㈱パティオ回答)</p>
5	〃	<p>【周辺環境の美化対策】</p> <p>ゴミの放置は見られなくなったが、引き続き啓蒙活動を行ってほしい。</p>	<p>引き続き、周辺環境の美化に努める。</p> <p>(富士レックス㈱回答)</p>

※参考：照会事項は、オラレ上越の設置・運営に起因する周辺環境への問題のうち

①交通安全対策 ②治安維持対策 ③青少年及び教育環境対策

④周辺環境の美化対策

に関する事項

【写】

地域活動支援事業の検証・検討等に基づく見直し方法等 (抄)

1 取組の経過を踏まえた具体的な見直し方法等

(1) 基本的な考え方

- ①各区の様々な検証結果については、地域自治区制度を設けていることを踏まえ、**市が直接的に一定の基準に整理(収れん)することは行わない。**

(2) 見直しの手法

- ①今後、各地域協議会は、新年度の事業執行に向けて地域活動支援事業の具体の(見直し)検討に入ることから、**検討の円滑化や実効性の高まりを期待するため、各区の様々な検証結果・意見に対して課題解決の考え方(例示)や市としての見解を情報提供する。**
- ②地域協議会で検討した最終結果は、地域協議会間の認識を共有し、継続的な見直しに向けた基礎資料とするため、**あらためて市が情報を集約し、各地域協議会にフィードバックする。**

2 地域活動支援事業の目的・効果に照らした各区見直しの検証結果に係る市の案・見解

- ・別添「市の案(見解)一覧」参照

※ この項目中、「案」と表記の事項は、**課題の解決に向けた考え方の一例を示すもの**であり、各地域協議会が検討する上で結果を拘束するものではありません。

※ 各地域協議会による検討の結果、区によっては、提案内容の一部変更や別の方法により対応すること等も想定されるものです。

市の案(見解)一覧

(1) 採択方針に係る構成等の見直し

①「地域課題の解決に向けて(採択方針)精査の必要がある」等の検証結果に対し、…

2-(1)

【案1】採択方針に、地域で明らかに課題となっている事項(地域課題の解消を急ぐ事業)を分かりやすく表現(追加)

【 P8】

- ・例えば、「地域自治を担う人材を養成・確保する事業」、「日常生活に関する課題に関し、住民間で支えあって解決する事業」を設定(又は既存文言に趣旨を反映)
- ・地域協議会が区内の地域課題の解消に効果的に取り組むことができるよう、事業の性質等に応じて異なる補助率を設定

【案2】補助金の効果を広く地域に波及するため、「事業主体の構成員に補助事業の成果が限られる事業」を原則として補助対象外に整理

【 P7】

【案3】補助金の効果を直接地域に波及するため、「地域の課題解消や活力向上に向けて、自らの活動によらずに貢献を図ろうとする事業」を補助対象外に整理

【 P8】

②「提案団体の自立化に向けた取組は必要」等の検証結果に対し、…

2-(1)

【案】提案団体の自立や提案団体による事業量の自律的な適正化に向けて、事業費に対する補助率を見直し

【 P6及びP23】

③「新規案件の掘り起しに向けた取組が必要」等の検証結果に対し、…

5-(2)-①

【案】提案団体が新たな事業を創出する誘因となるよう、同じ事業を連続して提案・採択する場合の補助率を見直し

【 P23及びP30】

(2) その他の見直し

①「(ソフト活動を支援の主な対象と考える)基準を明確にし、全市一律に見直すことが適当」等の検証結果に対し、…

3-(1)(2)

【案】各区で基準を明確にするとともに、基準の案として特定科目に係る事業費上限割合制を導入

【 P12及びP14】

※案の内容は、特定費目(修繕費、工事請負費及び備品購入費)の計が補助対象経費の1/2以内とするもの

②「追加募集実施に当たっての統一基準が必要」の検証結果に対し、…

4-(3)

【案】各区で検討の上、追加募集を廃止

【 P19】

③「市の補助制度を優先する制度設計に見直す必要がある」の検証結果に対し、…

1-(3)

見解 各区で取扱いを検討するが、市では地域協議会等に市類似補助事業に係る資料を提供

【 P4】

④「『市で行う事業』の認識が各区で認識が異なっているため取扱いに違いが生じている」の検証結果に対し、…

3-(1)-①

見解 「市が行う事業」の取扱い共通化

【 P11】

※例:学校関係において、授業の一環として使用することが主の資機材の整備、活動経費

→ 対象外(市で行う事業)部活動として使用することが主の資機材の整備、活動経費

→ 制度としては対象。地域課題の解消に資するか等の観点により、区の採択方針で規制を設けるか等の判断は、各地域協議会で検討・決定する

⑤「提案団体と関わりの強い委員がその事業の審査に関わるかの判断について、全市的に共通するルールを設定することが適当」との検証結果に対し、…□

5-(1)-③

【案】各区で取扱いを検討するが、提案団体と案件を審査する委員の関係性を整理

【 P22】

※この他、提案団体の分かりやすさや、所要事務の簡素化等の観点から、募集要項やQ&Aの記載事項及び様式の見直しについて、適宜実施

(3) 検討を進め、実施を図る事項

①「備品については、耐用年数分の状況把握が必要」との検証結果に対し、…

6-(1)

見解 補助金充当備品の管理・活用状況の把握

【 P29】

②「本事業の周知を強化する必要」等の検証結果に対し、…

4-(2)

見解 周知・募集の方法

【 P17】

地域活動支援事業に係る各区の検証・検討等と市の案・見解

0 検証事項の概要			
項目	検証実施	見直しに向けた市の新たな見解等	該当ページ
1 制度全般			… 2
(1) 事務局の役割	○	○	… 2
(2) 事業提案者の拡大	×		… 3
(3) 市類似補助事業との関係	○	○	… 3
(4) 本事業の終期設定	×		… 4
(5) 区ごとの配分額の積算	×		… 4
(6) 配分額の繰越・地域間流用	×		… 5
2 採択方針			… 6
(1) 採択方針の精査	○	○	… 6
3 補助対象			… 10
(1) 対象事業			… 10
① 市で行う事業関係	○	○	… 10
② ハード整備事業関係	○	○	… 11
(2) 対象経費			… 13
① 人件費・経常的経費の取扱い	○	×	… 13
② 備品購入の取扱い	○	○	… 13
4 周知・募集			… 15
(1) 時期の設定			… 15
① 周知・募集の前倒し	×		… 15
② 募集等に係る共通設定	○	×	… 15
(2) 方法	○	○	… 17
(3) 追加募集	○	○	… 18
(4) 他部局職員の理解度	×		… 19
5 審査・採択			… 20
(1) 審査方法			… 20
① 審査態勢の共通化	○	×	… 20
② 地域協議会内での認識共有	○	×	… 21
③ 提案団体・地域と委員の関係性	○	○	… 22
④ 審査手順の重層化	×		… 23
(2) 採択方法			… 23
① 提案団体の自立化に向けた取組	○	○	… 23
② 採択に係る考え方の共通化	○	×	… 24
③ 個別的懸案事項	×		… 25
(3) 複数区提案	○	×	… 25
(4) 採択事業の内容変更	○	×	… 26
(5) 情報共有	×		… 27
(6) 効率化	×		… 27
6 評価			… 28
(1) 個別案件の事後評価	○	×	… 28
7 その他			… 30
(1) 本事業に係る環境整備	○	○	… 30
(2) 事務処理の簡素化	×		… 32

※ 項目立ては、地域活動支援事業の見直しに向けて H26、27 及び 29 に地域協議会及び事務所(総合事務所・まちづくりセンター)から得た意見を全て洗い直し、性質別に分類。

※ 各項目の「これまでの意見等」中の属性表記については、次の区分により整理。

区分	表記	内容
年度	H26	平成26年度調査
	H27	平成27年度調査
	H29	平成29年度調査
意見主体	地協	地域協議会による意見
	職員	総合事務所・まちづくりセンターの職員による意見
地域性	旧東頸	安塚区、浦川原区、大島区、牧区の範囲
	旧頸北	柿崎区、大湊区、頸城区、吉川区の範囲
	旧中頸・頸南	中郷区、板倉区、清里区、三和区の範囲
	合併前上越・旧西頸	合併前上越市内の15区、名立区の範囲

(例)【H27 地協、旧東頸】→「平成 27 年度調査により、安塚区、浦川原区、大島区及び牧区の一つれかの地域協議会から提出された意見等」を示す。

※この資料中、市が案としてお示ししている事項については、課題の解決に向けた考え方の一例を示すものであり、各地域協議会が検討する上で結果を拘束するものではありません。各地域協議会による検討の結果、区によっては、提案内容の一部変更や別の方法により対応すること等も想定されるものです。

1 制度全般

(1) 事務局の役割（検証の主旨の類型化：7項目）

過去の課題認識等	<ul style="list-style-type: none"> ・いろいろな団体から気軽に応募できるよう、事務局による提案書等の作成指導の強化。【H26 地協、旧頸北】 ・事務局の受付時における提案団体への指導権限の強化・明確化が必要。【H29 職員、旧東頸】
現状	<ul style="list-style-type: none"> ・事務局の役割は、区ごとの事業運営に係る全般の進捗管理、遂行について必要な事務を遂行することが期待されている。 ※個別の事務においては、地域協議会による採択方針、募集日程、審査・採択の協議・検討などがあり、事務局の一存で決定できない事項がある。 ※提案事業に係る事前相談は、全ての事務局で対応している。事業や提案様式の記載に係る内容等の相談対応・助言を行っているが、審査採択を地域協議会に委ねているため、事務局による助言どおりに提案団体による内容の補正が行われずに審査に回る事例が一部に生じている。

事務所による検証の主旨	該当する地域自治区	市の案・見解
・事前相談の徹底・強化を行う必要がある。	高田、金谷、三郷、和田、浦川原、大島、牧、柿崎、大湯、吉川、三和	・地域活動支援事業は地域協議会と事務所、自治・地域振興課が連携して取り組む事業であり、制度の大枠に合致しているか確認する形式的な審査は、事務所及び自治・地域振興課が責任をもって対応するものと考えます。
・事務局は、必要に応じて採択内容に沿った提案内容等になるよう提案団体に補正を求める必要がある。	高田、金谷、三郷、和田、安塚、浦川原、大島、柿崎、吉川、三和	・程度に応じてではありますが、明らかに地域活動支援事業の趣旨にそぐわない内容や形式要件を満たさない案件の提出があった場合は、他の一般的な補助事業と同様に、市は不受理とすることも想定されるところです。
・事業進捗に応じ、必要な事務手続き等の指導を行う必要がある。	金谷、三郷、和田、安塚	・全市に共通設定した対象外の事業・経費等に抵触すると認められる提案については、事務所が自治・地域振興課に確認・協議しながら対応を図り、状況に応じて相談団体・提案団体に内容の補正を求めていく必要があると考えます。
・目的に合致しない提案は、事務局精査の時点で不採択にできるよう仕組みを整える必要がある。	柿崎	・以上のことを通じて、地域自治区制度に基づき実施する地域活動支援事業の趣旨をいかしながら、区間における事業運営の公平性や納得性を確保していきたいと考えています。
・必要な対応を行っているため、現状どおりが適当である。	直江津、有田、八千浦、保倉、北諏訪、谷浜・桑取、中郷、名立	
・公表資料・記載例等を見直しする必要がある。	頸城、板倉、清里	→「4-(2)（周知・募集の）方法」の項（P17～）で触れる区が多数であるため、当該項で一括して整理しました。
・指導権限の強化等については、制度・運用の見直しと合わせて行う必要がある。	新道、春日、諏訪、津有、高士	・今回の見直しにより各区で従前の取扱いを改める事項を中心に、相談団体や提案団体に対して形式審査により不受理とならないよう助言や補正依頼等を求める場面が生じると想定されることから、事務所として必要な働きかけ等に取り組みます。

(2) 事業提案者の拡大

過去の課題認識等	・各団体・地域に事業の偏りがあり、もっと広く提案していただけるような方策が必要であるため、地域協議会委員も任期中に自ら提案することを求める。【H26 職員、旧中頸・頸南】
現状	・本事業の提案条件として構成員 5 人以上等の団体を要件としており、事業の実施主体となり得ない地域協議会委員（個人）は対象外としている。

※ 本項目については、委員が自ら地域課題の解消策として提案する取組は「地域を元気にするために必要な提案事業」として提案・検討するよう整理しているため、自治・地域振興課では見直し項目の対象外としています。

(3) 市類似補助事業との関係（検証の主旨の類型化：4 項目）

過去の課題認識等	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業の活用を優先することで、既存の市類似事業の活用が進まなくなる懸念がある。【H26 職員、旧頸北】 ・既存の補助制度を活用してもらうのが本来の形である。【H26 職員、合併前上越市・旧西頸】 ・市の類似事業に該当する案件の採択の可否（対象）が各区によって異なることに対して不公平感がある。類似事業に該当する案件は対象外にするよう全市統一した方がよい。【H27 地協、旧東頸】 ・提案事業が該当する市の類似補助事業があっても採択の判断は各地域協議会に委ねていることから、市の類似補助事業への継続性に影響が及ぶ懸念があるため、市の統一した方針が必要ではないか。【H27 職員、合併前上越市・旧西頸】
現状	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業において、提案事業が他の市類似事業の補助要件に合致していた場合においても、採択の可否は各地域協議会の判断に委ねている。 ※想定される状況としては、提案事業が他の市類似事業の補助要件に合致していたとしても、予算枠の都合上、必ず市に採択されるものではないほか、他の市類似事業の募集開始時期が提案事業の実施予定時期と適合しない可能性がある。 ※このような中においても、一部の区においては、LED 灯の設置・取替（7つの区）や町内会館の修繕（1つの区）に係る提案は、市類似事業ありとして採択方針において対象外とすることを規定している。

事務所による検証の主旨	該当する地域自治区	市の案・見解
・対象外とする判断は地域協議会に委ねることが適当である。	高田、金谷、三郷、和田、安塚、浦川原、大島、牧、柿崎、大潟、清里	<ul style="list-style-type: none"> ・市は各地域協議会に市類似補助事業を対象外とするか決定する権限を委ねているところですが、この課題に対する解消への一つの考え方として、市では次の理由により現行の取扱いを継続することが望ましいものと考えています。 ①市の類似補助事業を優先する制度とした場合、地域活動支援事業は4月に当初募集を行うが、市の類似補助事業の募集時期がこれよりも遅い場合に、地域団体の提案事業が実際に着手できる時期が遅れ、地域の課題解消や活力の向上に向けた効果の発現時期に遅れが出る（地域に不利益が生じる）ことが想定されること。 ②今後、新たに市の補助事業を創設した時に、地域活動支援事業の募集時に新規補
・市の補助制度を優先する制度設計に見直す必要がある。	新道、春日、諏訪、津有、高士、直江津、有田、八千浦、保倉、北諏訪、谷浜・桑取、柿崎、頸城、吉川、中郷、三和、名立	

		助事業の詳細を整理している場合において、提案団体も事務所も提案事業がどちらに該当するか判断が困難になり、結果として地域活動支援事業も新規補助事業も提案(申請)できない事態が生じる可能性が想定されること。
・地域協議会が採択を判断する上で、提案団体が他の市の類似補助事業の活用の有無を申告する仕組みを整えることが必要である。	牧、板倉	・検証の主旨は、現状の取扱いにおいて実施可能ですので、実務の上では提案事業の募集時に要項等で明示するなど区内での周知を図りながら実施することが適当と考えます。
・提案団体が提案前に本事業か市の類似補助事業か活用の是非を判断できるよう周知を図る必要がある。	浦川原、柿崎	・提案団体が提案事業先を判断できるよう一覧化した資料を提供することは、行政サービスの向上の観点から有効と考えますので、当該年度における類似補助事業の概要一覧等を作成・提供できるよう事務を進めます。

(4) 本事業の終期設定

過去の課題認識等	・(提案団体にとって) 年度計画が立てにくいいため、本事業の終期を明示できないか。【H26 地協、合併前上越市・旧西頸】
現状	・平成 22 年度の本事業開始時点では、地域協議会への説明・質疑応答の中で「合併後 10 年・平成 26 年度までは続けていきたいと考えている。なお、予算化は、毎年、市議会の議決が必要であることはご承知いただきたい。」と示した経過がある。 ・その後は本事業の終期を明示した実績はなく、今のところ終期を計画する予定はない。

※ 本項目については、事業の終期は設定ありきではなく、その達成状況や必要度に応じて検討するものであるため、今回の検証で期待する効果(より効果的な手法に見直す)に照らしてそぐわないことから、自治・地域振興課では見直し項目の対象外としています。

(5) 区ごとの配分額の積算

過去の課題認識等	・区内の助成希望額との差が大きい。【H26 地協、旧東頸】 ・中山間地域への傾斜配分を希望。【H26 地協、旧東頸】 ・追加募集は予算を使い切るために無理をしている感じがあるため、各区の配分額を実績に応じて調整。【H26 地協、旧東頸】【H27 地協、旧中頸・頸南】 ・地域の活性化のための資金として、市の事業分に係る減額は行わないでいただきたい。【H26 地協、旧頸北】
現状	・平成 26 年度以降は「市で行う事業」を対象外として本事業の予算総額を 2.0 億円から 1.8 億円に見直しを行ったが、各区に配分する割合は平成 22 年度の本事業開始以降、均等割 7 : 人口割 3 としている。

※ 本項目については、今回の検証・見直し後における区ごとの活用実績等を踏まえて、市において検討の是非等を考慮する性格であるため、自治・地域振興課では見直し項目の対象外としています。

(6) 配分額の繰越・地域間流用

過去の課題認識等	<p>(実施に肯定的な意見)</p> <ul style="list-style-type: none">・(複数年にわたる案件や大規模な案件への対応のため) 繰越制度が必要。【H26 地協、旧中頸・頸南】【H27 地協、合併前上越市・旧西頸】×2・配分額の地域間調整を希望。【H26 地協、旧頸北】【H27 地協、旧東頸】【H27 地協、旧頸北】・追加募集は予算を使い切るために無理をしている感じがあるため、区間で予算を融通できるようにする。【H27 地協、旧中頸・頸南】 <p>(実施に否定的な意見)</p> <ul style="list-style-type: none">・繰越や地域間調整は予算消化につながる懸念がある。【H26 地協、合併前上越市・旧西頸】
現状	<ul style="list-style-type: none">・配分額の繰越については、平成 22 年度から 24 年度までは「事業の趣旨にそぐわない事業の採択を防ぐという点からも繰越しを可能にすることが望ましい」との考えにより繰越を認めてきたが、平成 25 年度以降は「単年度主義の原則」から例外的に実施してきた繰越は行わないこととしている。・配分額の地域間流用については、次年度途中において流用後に確保すべき十分な事業実施期間を設けることが困難であることや、流用制度を設けることにより、地域間での予算消化に向けた意識を刺激しかねないことから、本事業の開始当初から一貫して行わないこととしている。

※ 本項目（繰越）については「単年度主義の原則」の例外を不可欠とする状況が現状では明らかに見出せないため、また、本項目（地域間流用）については上記「1-5) 区ごとの配分額の積算」とあわせて検討の是非等を考慮するため、自治・地域振興課では見直し項目の対象外としています。

2 採択方針

(1) 採択方針の精査（検証の主旨の類型化：3項目）

過去の課題認識等	<ul style="list-style-type: none"> 各所管区域（全区）でおおよそ全ての内容を網羅しており、地域課題に焦点を合わせていない。【H29 職員、合併前上越市・旧西頸】
現状	<ul style="list-style-type: none"> 各区では、地域で抱える課題に応じてどのような事業の実施を支援すべきか明らかにするため、自主的審議の議論や地域の目指す姿、地域で課題となっていることなどを採択方針としてまとめている。 各区で定めた採択方針については、（地域課題に焦点が当たっている・当たっていないとの評価を除いても、）内容は多岐に渡っている状況である。 採択方針は、地域の将来像や優先的に採択する事業のほか、必要に応じて補助率や補助金額の上限・下限、審査の配点などの条件を含めて定めている。

事務所による検証の主旨	該当する地域自治区	市の案・見解
<ul style="list-style-type: none"> 現行の採択方針については、地域課題の解決に向けて精査の必要がある。 	三郷、和田、牧、吉川	<ul style="list-style-type: none"> 地域活動支援事業については、区の実情に応じた地域の課題等に対応するため、より必要性が高く、かつ、効果的に課題の解消に向けて提案事業を支援することから、区ごとに採択方針や限度額、継続事業の取扱いなどを検討することとしています。 このため、区ごとに異なる取扱いとなることはあらかじめ想定したものであり、市内の地域自治を促進するためには基本的には許容するものと考えます。 一方、地域の現状を省みた時に、各区に共通する次のような課題も顕在化しています。 （各区に共通する課題） ①提案団体の自立や提案団体による事業量の自律的適正化の促進について ②事業主体の構成員に補助事業の成果が限られる事業の取扱いについて ③地域の課題解消や活力向上に向けて自らの活動によらず貢献を図ろうとする事業の取扱いについて ④「地域自治を担う人材の養成・確保」及び「日常生活に関する課題に関し、住民間で支えあって解決する事業」の促進について このため、課題の解消に向けてどのように取り組むか決定する権限は各地域協議会にありますが、これら課題に対する解消への一つの考え方として、次のとおり、案としてお示しします。
<ul style="list-style-type: none"> 採択方針は現状でよいが、採択基準（限度額や継続事業の取扱い）に区の間で差異がある。居住区域の違いによって不公平感が生じないよう全市統一の採択基準を定め、各区に徹底すべきと考える。 	柿崎	
<ul style="list-style-type: none"> 現状の取扱いを継続し、各区で適宜見直しを行うことが適当である。 	三郷、和田、牧、柿崎、吉川を除く23 地域自治区	
		<ul style="list-style-type: none"> ①提案団体の自立や提案団体による事業量の自律的適正化の促進について

		<ul style="list-style-type: none"> ・現在、提案団体の自立に向けて、複数年度目において採択を行った場合に、補助率を新規案件とは異なる取扱いを定めている区は、柿崎区・板倉区のみであり、具体的な補助率を定めている区は柿崎区のみとなっています。 ・また、提案事業については、本来、提案団体が自らの事業意図や事業運営能力に見合った事業提案を行うことが望まれるところですが、ほとんどの区で10/10補助としているため、提案団体による自律的な事業規模の見極めや財政面での運営自立化に向けた取組が促されにくい状態(仕組み)となっています。 ・また、個々具体の案件における事業規模の審査にあっても、提案事業の審査の際に厳格に取り組んでいる地域協議会有一些ある一方、補助金希望額に対して区の配分額に余裕がある区の一部などでは補助対象経費の審議が徹底しきれていない事例も見受けられる状態となっています。 ・以上のことから、提案団体の自立や提案団体による事業量の自律的な適正化に向けて、各区の住民・地域団体と地域協議会が同じ考え方で地域活動支援事業に臨むことができる環境づくりとして、各区の採択方針で定める補助率を見直しすることも考えられます。 <p>※具体の補助率については、関連のある5-(2)-①「提案団体の自立化に向けた取組」の項目(P23～)であわせて整理しています。</p> <p>②事業主体の構成員に補助事業の成果が限られる事業の取扱いについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各区の採択事業については、区の住民の参加を広く募り、まつりや運動会、イベント等に取り組んでいる事業(不特定多数の区の住民に提案事業の成果が及ぶ事業)が多い状況にあります。 ・一方で、限られた住民で構成し、日常的な活動費や本来、参加者の会費等により負担していたような経費(練習活動のための会場借り上げ料や燃料費、グッズやユニフォーム等の購入など)についても地域活動支援事業の活用を図る事例も生じているところです。
--	--	---

		<ul style="list-style-type: none"> ・地域活動支援事業の採択に当たっては、補助金を交付する効果が幅広く住民に及ぶことが望ましいことを考慮する必要がありますと考えます。 ・したがって、限られた住民にのみ提案事業の成果が及ぶ事業の採択に当たっては、移動困難者への買い物支援や、定住人口の増加を期する婚活支援などの「地域住民の生活や地域課題の解消に真に必要なと考えられる事業」に限ることとし、それ以外の事業については、原則として対象外と整理することも考えられます。 ・なお、この場合にあっても、町内会及び住民組織については、地縁に由来して多くの住民により組織化してきた経過や、複数の事業を展開し、事業の成果が広く地域に還元されていると考えられるため、補助対象外にはしないことは考えられます。 <p>③地域の課題解消や活力向上に向けて自らの活動によらず貢献を図ろうとする事業の取扱いについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各区の採択事業については、地域の団体が自らは事業を行わず、本事業により購入した備品等を貸し出すことにより他の団体の活動促進を図ることを実態としたものが一部に見受けられます。 ・地域活動支援事業は、本来、地域で活動する団体の事業を支援するものとして、「補助の補助」となるような金銭の給付による間接補助は認めていないところです。 ・この規定は、間接補助により実質的な支援事業の責任の所在をあいまいにしないことを目的として整備したものです。 ・以上のことを踏まえた場合、金銭の給付に替え、物品の貸与による間接補助は本来、適当なものではなく、物品の貸与による間接補助は、地域の課題解消に真に寄与し、物品に係る具体の活用計画が整理されているなど、責任の所在が明確なものに限ることも考えられます。 <p>④「地域自治を担う人材の養成・確保」及び「日常生活に関する課題に関し、住民間で支えあって解決する事業」の</p>
--	--	--

		<p>促進について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の人材確保については、ニーズの観点（需要的な観点）では、市内の広い地域で人口減少や少子高齢化が進展し、深刻化の度合いを増す中、町内会や消防団、地域でのボランティア活動など、様々な場面で住民間の支えあいや地域課題に取り組む人材が更に求められる状況にあります。 ・一方、人材供給の観点では、少子化・高齢化の進行や、個人のライフスタイル・価値観の多様化などを背景として、地域活動や市民活動への市民の参加について、参加していると回答する市民の割合が低下傾向にあります。 ・このため、先ずは地域の実情に応じて市民が地域の活動に関心を持ったり、参加したりする機会を設けることが必要と考えます。 ・将来的な地域の在り様を見据えた場合、人材確保の課題を解決するためには、各区で必要性及び緊急性が高い取組として、地域の主体的な取組として地域が求める人材の確保や公益的なサービス（支援）を創出・促進することが優先的に求められる取組と考えています。 ・したがって、各区で取組の促進を図る事項として、地域の実情に応じて項目を設定することも考えられます。 ・例えば、市では市政運営の総合的な指針である第6次総合計画の後期基本計画（計画期間：平成31年度～同34年度）において、「地域自治を担う人材の養成・確保」を重要視しているほか、イベントに頼らずに地道に継続していく「日常生活に関する課題に関し、住民間で支えあって解決する事業」を更に促進していくことが有効であると考えていることから、このような事項を採択方針に盛り込む（又は既存の採択方針の一部を修正する）ことが考えられます。 <p>※補助率の具体的な設定については、他項（5-2）-①提案団体の自立化に向けた取組（P23～）との関連があるため、当該項で整理しています。</p>
--	--	--

3 補助対象

(1) 対象事業

① 市で行う事業関係（検証の主旨の類型化：2項目）

過去の課題認識等	<ul style="list-style-type: none"> ・住民が要望している案件であっても行政対応が進まない事案への対応については、本事業で対応できるようにしてほしい。【H26 地域、合併前上越市・旧西頸】×2 【H26 地域、旧中頸・頸南】 【H27 地域、合併前上越市・旧西頸】 ×2 ・団体や事業に偏りが生じ、もっと広く提案していただけるような方策が必要であることから、区全体（地区全体）のバランスのとれた事業採択が必要であるため、市に要望しても実現しない市で行う事業についても本事業の対象とする。【H26 地協、旧中頸・頸南】 ・本事業は地域協議会が認めれば何でもよいものではなく、また、取扱いが区ごとに異なるため、疑問を感じている市民がいることから、目的に沿うよう全市統一で対象外とする最低限の基準を定めるべき。【H26 地協、合併前上越市・旧西頸】 ・カーブミラーや学校（部活動）備品などの市が本来行うべき事業が（多少のソフト事業を加えた内容で）提案されるが、本事業は地域の活性化を求める予算であるため、その方向で活用すべきである。【H26 地域、旧中頸・頸南】 ×2 【H26 職員、旧東頸】 ・学校の部活動等に物品が使用されることは「市が行うべき事業」との関連で懸念がある。【H26 職員、合併前上越市・旧西頸】 ・公民館や小・中学校等、公の施設に関係した設備や備品の整備を進めたい意向が多いが、地域の拠点となる公民館等の設備や物品を充実することで、施設の利活用が促進され、引いては住民活動の活発化や地域課題の解決につながる場合が想定されるため、「市が行う事業」の廃止を見直す必要がないか。【H29 職員、合併前上越市・旧西頸】
現状	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 25 年度に「市で行う事業」を対象外に整理し、平成 26 年度から適用 ※「市で行う事業」に相当する事業については、地域協議会はその必要に応じて「地域を元気にするために必要な提案事業（元気事業）」又は意見書の提出を通じて実現を図るものとした。

※ 本項目については、平成 25 年度に代替策を含めて事業内容の整理を行ったことから、自治・地域振興課では見直し項目の対象外とした。しかしながら、事務所の任意検証項目として取り上げられたことから、改めて今後の取扱いを検討することとしました。

事務所による検証の主旨	該当する地域自治区	市の案・見解
<ul style="list-style-type: none"> ・「市で行う事業」は地域協議会毎に対象の是非を判断できるようにする。 	直江津、有田、八千浦、保倉、北諏訪、谷浜・桑取	<ul style="list-style-type: none"> ・「本来であれば、市施設の設備の充実を地域活動支援事業の対象とする必要はないが、地域の要望を上げて市予算で対応できない状況が問題である。（八千浦区）」、「市の担当課へ要望してもなかなか対応して貰えない案件については、補助金を活用して速やかに執行すべきである。（北諏訪区）」等の意見を踏まえたものと理解していますが、平成 25 年度に地域活動支援事業を見直した際に、市の施設整備（備品整備）の考え方や代替策の取扱いも含めて整理を図っています。 ・平成 26 年度以降、代替策に係る制度や運用の変更は行っておらず、当時と状況に変化がないことから、現状では取扱いを変更する考えはありません。

		<ul style="list-style-type: none"> 地域の施設にとって真に求められる整備が必要と考えられる案件については、提案者が委員の場合は自主的審議を経た意見書や元気事業の活用を、市民の場合は事務所を通じた施設所管課への相談を行うよう取扱いを継続します。
<ul style="list-style-type: none"> 「市で行う事業」の認識が各区で認識が異なっているため取扱いに違いが生じていることから、全市で統一した運用が必要である。 	<p>新道、春日、諏訪、津有、高士</p>	<ul style="list-style-type: none"> 地域活動支援事業の目的や「市が行う事業」を補助対象外とした経過を踏まえ、対象外とする事業については各区共通の取扱いとすることが適当と考えます。 今後は、提案事業の募集時に周知資料として活用するQ&Aに、「市が行う事業」の具体例等を明記するなど、区の間で差が生じないよう取り扱います。

② ハード整備事業関係（検証の主旨の類型化：3項目）

過去の課題認識等	<ul style="list-style-type: none"> 提案事業でグリーンライン塗装に交通安全教室を加えたもの、標高表示板設置に水防訓練を加えたものなどソフト事業を取って付けたようなハード整備事業が見受けられる。【H29 職員、合併前上越市・旧西頸】 防犯灯のLED化に係る本事業の方針を示してほしい。【H26 地域、旧東頸】 防犯灯のLED化に係る提案を認めている区もあるが、本来は市で対応すべきと考えることから本事業の予算を充てるべきではなく、防犯については、会長会議等で補助金の申請等を協議し統一する。【H26 地域、旧頸北】 通学路の防犯灯設置事業の提案に対して不採択と決したところ、提案団体との間でトラブルが生じた。採択方針に防犯灯LED化を対象外として明記していないことも要因の一つであったため、今後の課題となった。【H29 職員、旧頸北】 LEDやユニフォーム、防災機器、楽器について不採択としているが、採択している区もあり、市全体として問題ないか不安。【H27 職員、旧中頸・頸南】【H29 職員、合併前上越市・旧西頸】 提案事業がハード整備に偏っており、区内では工事や購入等を希望する場合は本事業に提案すればよいという認識となっているため、人件費や食費だけでなく、ハード整備に係る最低限の制限を市内統一で設定することも場合によって必要と考える。【H26 職員、旧頸北】 補助対象の事業が各地域協議会により異なることの是非【H29 職員、旧中頸・頸南】
現状	<ul style="list-style-type: none"> 全市共通の募集要項では、補助対象外とする事業の一つとして「物品の購入や施設等の整備・修繕のみを目的とした、活動を伴わない事業」を規定している。 このため、提案事業の内容において活動のない事業については、文書の提出を受ける時点で形式審査として不受理としている。 一方で、ハード整備が事業費の概ねを占めているにも関わらず、従前から行っているような活動（防犯灯整備と夜間の見回り活動、グリーンライン整備と交通安全教室の実施など）を併せて記載している場合は、形式審査ではなく、地域協議会での実質審査に判断を委ねており、各区で取扱いが異なっている。 各区では、募集の都度、事務所で判断しかねる案件が生じ、事務所の判断に基づき自治・地域振興課に取扱いの確認を求める状態となっている。

事務所による検証の主旨	該当する地域自治区	市の案・見解
<ul style="list-style-type: none"> 「ハード整備だけではなく、ソフト活動を実質的に伴った提案事業」を採択する取扱いが適当である。 	安塚、浦川原、大島、牧、中郷、板倉、名立	<ul style="list-style-type: none"> 地域活動支援事業の目的に照らし、この事業では地域の課題解消や活力向上に向けて地域団体の活動を支援することから、支援の対象はソフト活動が主となります。 なお、ソフト活動を実施する上で必要最小限のハード整備は、活動支援を行う上で想定され得るものであり、従来からの考え方に変更はありません。
<ul style="list-style-type: none"> 基準を明確にし、全市一律に見直すことが適当である。 	新道、春日、諏訪、津有、高士、直江津、有田、八千浦、保倉、北諏訪、谷浜・桑取、柿崎、吉川、清里、三和	<ul style="list-style-type: none"> 地域活動支援事業の成果を上げていくためには、原則として、補助金交付に係る事務の在り方や基本的な事業の枠組みが地域の実情に可能な限り適合したものが望ましいものと考えています。 一方、公費の用途決定に関する透明性を高め、地域活動支援事業の事務執行に当たり、公費を支出する上で支出基準を可能な限り明らかにすることは、提案団体間における公平感や納得感を高めることにつながり、多くの住民から地域活動支援事業を活用していただける重要な環境づくりになると考えています。
<ul style="list-style-type: none"> 地域協議会の裁量として、「ハード整備だけではなく、ソフト活動を実質的に伴った提案事業」と判断する方法が適当である。 	高田、金谷、三郷、和田、大潟、頸城	<ul style="list-style-type: none"> したがって、各区の基準の設定については、地域の実情に応じて検討する必要があるため、各区で主体的に行う必要がありますが、同時に、どのような基準とするかは、区の住民や地域団体に提案事業の公募の際に可能な限り明らかにする必要があると考えます。 具体的な対応の一つとして、市では、国や他市の事例を参考に、個別経費の用途に割合の上限を設けることも考えられます。 例としては、地域活動支援事業は、地域活動を促進することが目的の補助(補助金の交付)であるため、提案事業の補助対象経費の総額中、補助金を交付する際の算定額をハード整備(修繕費や工事費)に相当する経費は1/2までを上限とすることが考えられます。 ※同種の課題は、備品購入費にもあるため、補助金を交付する際の算定額をハード整備費(修繕費や工事費)及び備品購入費の合計額に相当する経費を対象に上限を設けることも考えられます。 (3-2)-②「備品購入の取扱い」(P13～)を参照。

(2) 対象経費

① 人件費・経常的経費の取扱い（検証の主旨の類型化：2項目）

過去の課題認識等	<ul style="list-style-type: none"> ・パソコンを使いこなせる一部の住民に事務的負担が限られるため、地域活動の充実と若年層等を誘導するインセンティブとして、補助対象経費に少額の人件費を含めてはどうか。【H26 地協、合併前上越市・旧西頸】 ・補助対象経費の精査に当たり、印刷機の購入で保守費用が補助対象外経費としているが、団体の理解を得ることに苦慮した。【H29 職員、旧頸北】
現状	<ul style="list-style-type: none"> ・現状では、補助対象外の経費として次の事項を定めている。団体運営に要する人件費及び経常的経費については補助対象外としている。 ①応募や実績報告などに要する事務的な経費 ②提案団体の運営に要する人件費や事務所等の経費 ③提案団体の構成員が飲食を行う経費 ④会議に参加した人へのお茶代・菓子代 ⑤金券（商品券、サービス券等）などの発行に係る経費 ⑥その他、対象とすることが適当でないとして市長が認めた経費

事務所による検証の主旨	該当する地域自治区	市の案・見解
<ul style="list-style-type: none"> ・現行の取扱いが適切である。 	全 28 地域自治区	<ul style="list-style-type: none"> ・地域活動支援事業では、市民の主体的な活動を促す観点から、団体の支援ではなく、活動の支援を行ってきました。 ・全ての区が現行の取扱いを変える必要がないものとして検証結果をまとめており、市としても取扱いを変える必要性はないと認識していることから、今後も取扱いは変更しません。
<ul style="list-style-type: none"> ・補助対象外経費の事例は、更に具体的に明示することが適切である。 	高田、金谷、三郷、和田	<ul style="list-style-type: none"> ・検証内容の理由は「事務局における受付や相談の際に、補助対象経費等について、照会が多数寄せられる」ことを挙げているため、前述の3-(1)-①「市で行う事業」(P10～)と同様に、Q&Aに具体例を明記するなど、事務所間で差が生じないように取り扱います。

② 備品購入の取扱い（検証の主旨の類型化：7項目）

過去の課題認識等	<ul style="list-style-type: none"> ・備品等の取扱いに差異が大きく、特にスポーツ活動の「ユニフォーム」や祭りの「はっぴ」で意見が分かれるが、「できるだけリースでの対応」程度の共通基準であるため、一步踏み込んだ基準を策定した方がよいのではないかと。結果として受付時に精査できれば委員業務も軽減できる。【H26 職員、合併前上越市・旧西頸】 ・備品購入について、問題点は団体による継続的活用の見通しであり、その点を解消できるのであれば問題はない。【H29 職員、旧東頸】
現状	<ul style="list-style-type: none"> ・全市共通の募集要項では、補助対象外とする事業の一つとして「物品の購入や施設等の整備・修繕のみを目的とした、活動を伴わない事業」を規定している。 ・このため、提案事業の内容において活動のない事業については、文書の提出を受ける時点で形式審査として不受理としている。 ・一方で、備品購入が事業費の概ねを占めているにも関わらず、従前から行っているような活動（スポーツチーム、文化サークル、部活動の日常練習及び定期的な大会出場など）を併せて記載している場合は、形式審査ではなく、地域協議会での実質審査に判断を委ねており、各区で取扱いが異なっている。 ・各区の募集の都度、事務所で判断しかねる案件が生じ、総合事務所等の判断に基づき自治・地域振興課に取扱いの確認を求める状態となっている。

事務所による検証の主旨	該当する地域自治区	市の案・見解
<ul style="list-style-type: none"> 「備品整備だけではなく、ソフト活動を実質的に伴った提案事業」を採択する取扱いが適当である。 	浦川原、大島、牧、清里、名立	<ul style="list-style-type: none"> 地域活動支援事業の目的に照らし、市は地域の課題解消や活力の向上に向けて地域団体の活動を支援するため、支援の対象はソフト活動が主と考えています。 なお、ソフト活動を実施する上で必要最小限の備品整備は、活動支援を行う上で想定され得るものであり、従来からの考え方は変更しません。
<ul style="list-style-type: none"> 基準を明確にし、全市一律に見直すことが適当である。 	新道、春日、諏訪、津有、高士、直江津、有田、八千浦、保倉、北諏訪、谷浜・桑取、中郷	<ul style="list-style-type: none"> 備品購入費に係るこれらの課題の取扱いについては、課題の性質上、前述3-(1)-②「ハード整備事業関係」(P11～)と同様に取り扱うことが適当と考えます。 したがって、具体的な対応の一つとしては、市では、国や他市の事例を参考に、個別経費の使途に割合の上限を設けることも考えられます。
<ul style="list-style-type: none"> 1人が使用しただけで後々に引き継がれることがない物品や頻繁に更新することが必要な物品は対象外とした上で、備品購入を認めることが適当である。 	大湊、吉川、三和	<ul style="list-style-type: none"> 例としては、地域活動支援事業は、地域活動を促進することが目的の補助(補助金の交付)であるため、提案事業の補助対象経費の総額中、補助金を交付する際の算定額を備品購入に相当する経費は1/2までを上限とすることが考えられます。
<ul style="list-style-type: none"> 地域協議会の裁量として、「備品整備だけではなく、ソフト活動を実質的に伴った提案事業」と判断する方法が適当である。 	高田、金谷、三郷、和田、安塚、柿崎、頸城	<ul style="list-style-type: none"> ※同種の課題は、ハード整備にもあるため、補助金を交付する際の算定額を備品購入費及びハード整備費(修繕費や工事費)の合計額に相当する経費を対象に上限を設けることも考えられます。
<ul style="list-style-type: none"> 全市一律の基準明確化、又は地域協議会の裁量のいずれかに整理することが適当である。 	板倉	
<ul style="list-style-type: none"> リース対応の原則を徹底することが必要である。 	中郷	<ul style="list-style-type: none"> Q&Aにてリース対応の原則を明記していますが、これまでは年1回程度のイベントにあっても、従来から活用していた備品を老朽化・使い勝手の向上等を理由に買換えしている状況が見られます。 今後は、地域活動支援事業の趣旨を踏まえ、同一年度内での使用が2～3回程度に留まるなど、活用の度合いが低水準な備品購入は市内のリース業者による取扱いが無いものに限ることを原則とするようQ&Aに明記することとします。
<ul style="list-style-type: none"> 購入後における備品の管理・活用状況を確認する仕組みが必要である。 	金谷、三郷、和田、浦川原、大島、大湊、清里、三和	<ul style="list-style-type: none"> 補助金充当備品の後年度での確認に当たっては、「どの程度の報告義務を提案団体に課すのか」「実効性と事務負担の観点から、バランスの取れた対応策をどのように考えるのか」等多面的に具体的な取組を検討する必要があります。 これらの取組の実効性や提案団体・市の実務負担の観点等から、市は多面的に検討を行い、必要に応じて地域協議会の意見を確認しながら、随時実施します。

4 周知・募集

(1) 時期の設定

① 周知・募集の前倒し

過去の課題認識等	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業の周知について、地域の皆さんに、もっとPRし、小さなグループも参加できるようになってほしいため、地域協議会だよりに早めに本事業の周知記事を掲載する。【H26 職員、旧東頸】 ・当区では同一事業の助成を3回までとしているが新規案件の提案が少ないため、9月頃から「予定」として来年度における本事業のPRや提案相談を実施するなど、今までとは視点の違ったPR方法を考える必要がある。【H26 職員、旧頸北】【H27 職員、旧頸北】 ・4月に事業を予定する団体から「不採択になる不安を抱えながら事業の実施はできないので、提案することができない。もっと早い時期に採択を決められないか」と相談があった。【H27 職員、旧頸北】
現状	<ul style="list-style-type: none"> ・当初募集については、4月初旬～4月末の期間を設けて実施している区が大部分である。 ・一部の区にあっては、4/1の募集開始や5月大型連休明けまでの募集期限の設定を行っている事例がある。

※ 本項目については、募集については既に4/1から実施している区もあり、これ以上の前倒しは実質的に困難であるため、自治・地域振興課では見直し項目の対象外としています。

② 募集等に係る共通設定（検証の主旨の類型化：3項目）

過去の課題認識等	<ul style="list-style-type: none"> ・開始日や期限日が各区で異なることから、提案団体からは他区と比較した改善要求があるため、募集期間の最低日数などの決まりごとがあればよいと思う。【H26 職員、旧頸北】
現状	<ul style="list-style-type: none"> ・募集日程は、上記4-(1)-①「周知・募集の前倒し」記載のとおり ・実施状況は、次のとおり <ul style="list-style-type: none"> (ア) 当初募集 <ul style="list-style-type: none"> ・4月初旬～月末を概ねの期間とし、自治・地域振興課が各区に照会。広報上越に全区の募集期間を掲載し、全市域に周知している。 ※具体の日程は各区が設定することから、区ごとに土日開庁の有無や5月大型連休までを募集期間に含む等の差異が生じている。 (イ) 追加募集 <ul style="list-style-type: none"> ・各区の採択結果と不用額見込み、今後の事務日程等を踏まえ、各区で追加募集の可否等を判断し、自治・地域振興課に報告。 ※区ごとに日程や条件等の内容のほか、実施する旨の決定時期が大きく異なるため、追加募集に関係する事務は区ごとに対応。 ※現状では、3次募集（当初、追加に次ぐ3回目の募集）を行う区がある。

事務所による検証の主旨	該当する地域自治区	市の案・見解
・統一した募集期間等を設けることが適当である。	牧、柿崎、吉川、板倉	<ul style="list-style-type: none"> ・統一した募集期間等を求める理由として、「住民や提案団体に分かりやすく平等」（牧）、「提案団体の作業日数に不公平感」（吉川）、「住民にとっても分かりやすい」（板倉）とあります。 ・現行の取扱いでは、提案団体の公平性の確保に当たっては、区ごとに募集・審査を行うことから、区内の団体間にあつては同一環境下での作業環境が適用され、
・現行の取扱いが適当である。	牧、柿崎、吉川及び板倉を除く24地域自治区	
・募集期限日は4月中が望ましいものとする。	新道、春日、諏訪、津有、高士	

		<p>公平性が確保されている状態にあると認識しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・また、分かりやすさについては、当初募集を広報上越や市ホームページで周知するとともに、区内に地域協議会だより等で周知を行っています。 ・地域団体の観点からは、自らが所属している区の募集日程が明示されていることが必要であるため、広報上越や市ホームページで掲載の、自団体に関係のない他区の動向は参考情報に過ぎないことから、他区との日程の違い自体が情報の理解に支障となる要因とは言い切れないものと考えます。 ・さらに、追加募集・3次募集においては、各区によって募集金額や募集期間、採択予定時期等の条件に差異が大きいことから、条件を統一して募集等に取り組むことによる日程の遅延や事務の非効率性が具体化するおそれがあります。 ・現状では、地域団体の活動状況等を踏まえ、地域協議会が各区の実情に応じて採択予定時期からの逆算により募集日程等を考えることは、地域活動支援事業の効果的、効率的な事業運営に有益であると考えため、現状における運用の変更は行いません。
--	--	--

(2) 方法（検証の主旨の類型化：8項目）

過去の課題認識等	<ul style="list-style-type: none"> ・当区では毎年春に開催する町内会長等が集まる会議の際に事例発表会を実施しているが、どのようなことが地域活動支援事業で実施できるかなど、まだまだ理解されていない。【H26 地協、合併前上越市・旧西頸】 ・本事業の開始から（H26年度で）5年を経過し、応募団体が固定化され、内容も変わらない提案がある。【H26 地協、旧東頸】 ・本事業は地域協議会委員と町内会長くらいしか浸透していない。区の住民の理解度が課題。【H26 地協、旧中頸・頸南】 ・本事業を活用した人材育成（ソフト事業）の提案が行われていないため、市から過去の提案事例や具体的な活用案を示してほしい。【H26 地協、旧中頸・頸南】 ・団体の固定化と内容の変わらない事業提案が多いことから、新規の団体・事業の提案を促すため、事例集などを広く公表して地域活動支援事業についてPRする。【H26 職員、旧東頸】 ・提案団体が固定化し、若者・女性が少なく、偏りがあるため、広く市民に本事業の周知を行う必要がある。【H27 地協、旧頸北】 ・複数の提案団体の事務局を一人（の地域協議会委員）でいくつも掛け持ちするなど、広く住民に周知されているとは言えない。【H29 職員、合併前上越市・旧西頸】 ・地域や組織が年々高齢化しているなどの理由から、提案書等の書類作成に難色を示し、提案自体を行ってもらえない。【H29 職員、合併前上越市・旧西頸】 ・人口の減少により各集落・団体では既存事業の継続でさえ難しいことから、新規の団体や事業の提案がなかなか出せない状況にある。そのような背景からか、物品を購入するためのような事業が多いと感じる。【H29 職員、旧東頸】 ・提案事業の募集について、制度趣旨に沿って厳密に受付の審査を行った場合、地域住民には提案書の作成が負担となるため、結果として提案が出てこなくなってしまう。【H29 職員、旧東頸】
現状	<ul style="list-style-type: none"> ・現状では、次のとおり実施している。 <ol style="list-style-type: none"> ① 全市的な取組 <ul style="list-style-type: none"> ・広報上越への掲載（当初募集のみ）、市HPへの掲載、報道機関への情報提供、募集要項（全市版）の作成・配付（当初募集のみ） ② 区単位の取組 ※区ごとに採用手法は異なる <ul style="list-style-type: none"> ・地域協議会だより及び総合事務所だよりへの掲載、前年度事業活用団体の事例発表会、防災行政無線及び区内諸会議での周知、募集要項（当該区版）の作成・配付 ③ 様式の設定 <ul style="list-style-type: none"> ・全市的に共通様式を設定し、事業提案時や実績報告時等に活用いただいている ※見直し経過あり

事務所による検証の主旨	該当する地域自治区	市の案・見解
・募集方法は現状維持が適当である。	高田、金谷、三郷、和田、安塚、浦川原、頸城、板倉、清里、名立	<ul style="list-style-type: none"> ・区の検証結果のうち、現状を肯定する理由については、次のとおりです。 「周知手段」 <ul style="list-style-type: none"> ・地域活動支援事業の周知を数多くの手段で実施している ・相応の周知期間を設けていること 「様式等」 <ul style="list-style-type: none"> ・提案書等の作成に当たり、事務所による支援を行っている
・様式の内容は現状維持が適当である。	安塚、板倉	
・本事業の周知を強化する必要がある。	直江津、有田、八千浦、保倉、北諏訪、谷浜・桑取、	

	牧、柿崎、大潟、吉川、三和	<ul style="list-style-type: none"> ・公金を扱う上では必要最小限としている
・様式及び手順の簡素化が必要である。	吉川、中郷、三和	<ul style="list-style-type: none"> ・一方で、見直しを求める理由は、次のとおりです。
・様式の簡素化が必要である。	高田、金谷、三郷、和田、津有	<p>「周知手段」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（提案団体の固定化等を背景に）更なる工夫が必要
・提案者の利便性向上を図るため、電子メールでの提出も認めることが必要である。	新道、春日、諏訪、津有、高士	<p>「様式等」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・提案団体による事務の負担軽減や利便性向上 <p>・以上のことから、周知手段や様式等については、課題認識の真因や具体的な対応策、留意すべきポイント等の改善を加える事項・内容を市で研究・協議を重ね、具体的な改善点について、個々の課題認識に基づき見直しを行います。</p>
・予算消化に走らないような制度設計とすることが必要である。	新道、春日、諏訪、津有、高士	<ul style="list-style-type: none"> ・検証結果（意見）の趣旨は市も理解しており、各区における採択方針や審査・採択の検討・決定過程において実現されるものと考えています。 ・市では、各区において同様の考え方が浸透されるよう、取組を検討したいと考えています。
・区独自に提案事業に係る新規提出の促進に取り組んでいる。	大島	<ul style="list-style-type: none"> ・貴区の取組が他区でも取り込まれるなど、区を超えて広がりを持てるよう、市では情報提供や地域への働きかけについて検討したいと考えています。 ・また、新規事業の提案を促す取組については、周知・募集の方法に限らず、採択基準や審査基準の見直し等と複合的に実施していくことで、更に効果的になるものと考えています。

(3) 追加募集（検証の主旨の類型化：4項目）

過去の課題認識等	<ul style="list-style-type: none"> ・複数回にわたる追加募集は、地域協議会の負担が大きく、提案事業の実施期間についても課題がある場合が生じることが懸念される。その一方で、提案数は少なく、費用対効果も低いため、事務の簡素化・効率化を図る必要がある。このため、事業周知の徹底を前提に、追加募集を全区統一して1回に限定すべきである。【H27 地協、旧中頸・頸南】
現状	<ul style="list-style-type: none"> ・直近3年間の追加募集実施状況は次のとおり <p>H27：2次募集まで15区、3次募集まで5区（柿崎、頸城、吉川、板倉、三和）</p> <p>H28：2次募集まで13区、3次募集まで2区（三和、名立）</p> <p>H29：2次募集まで13区、3次募集まで2区（清里、三和）</p>

事務所による検証の主旨	該当する地域自治区	市の案・見解
・追加募集実施の判断は、現状どおり、各地域協議会に委ねることが適当である。	高田、金谷、三郷、和田、安塚、名立	<ul style="list-style-type: none"> 市では、全市的には、追加募集の採択案件は備品の購入等が多く、新たにソフト事業を行う事例が3割強(H29実績で16件/46件)と低迷している実態があることや、地域活動支援事業の開始後9年を経過し、市政モニターアンケート(H28.11実施)では当事業を認識している人の割合が53%(参考:「地域自治区」29.5%、「地域協議会」43.2%)となり、一定の浸透が図られていることを踏まえ、追加募集を継続する制度的な意義が低下していると考えています。 したがって、地域の実情を踏まえた上で各地域協議会が検討・決定する必要がありますが、追加募集の実施可否については、いずれの結果においても、その理由を明らかにする必要があると考えています。また、実施の必要性が低下している場合においては、別項目であるように(区への配分額の)予算消化と見なされることが無いよう、追加募集を行わない(廃止する)ことも考えられます。
・追加募集は1回までが適当である。	直江津、有田、八千浦、保倉、北諏訪、谷浜・桑取、浦川原、牧、柿崎、大潟、吉川、中郷、板倉、清里	
・追加募集実施に当たっての統一基準が必要である。	春日、新道、高士、諏訪、大島、三和	
・追加募集は行うべきではない。	津有、頸城	

(4) 他部局職員の理解度

過去の課題認識等	<ul style="list-style-type: none"> 本事業の提案相談について、市担当課が地域のハード整備の相談に対し「市では実施できないが、本事業を活用できるかもしれない」と回答した旨を前置きして始める市民が複数いた。【H29職員、合併前上越市・旧西頸】 市が本来予算計上すべき性質の事業について、所管課が本事業を紹介し、相談団体に提案するように働きかけることがある。【H29職員、合併前上越市・旧西頸】
現状	<ul style="list-style-type: none"> 上記のような事案を認識した場合は、自治・地域振興課から担当課へ市民に誤解を与えることの無いよう説明に留意するよう申し入れを行っている。

※ 本項目については、地域活動支援制度の枠外にある性格であるため、別途考慮することとし、自治・地域振興課では見直し項目の対象外としています。

5 審査・採択

(1) 審査方法

① 審査態勢の共通化（検証の主旨の類型化：6項目）

過去の課題認識等	<ul style="list-style-type: none"> 審査方法について団体から他区との取扱いの違いに対する不公平感があるため、基本形など、標準的な考え方は統一されるべき。【H26 職員、旧東頸】 基本審査、採択方針の審査は、審査基準が具体的でないため委員の判断にばらつきがあり、マニュアルでは「区の状況に応じ、実施しなくても可」となっているが、基本審査を明確に表現する。【H26 職員、旧中頸・頸南】
現状	<p>平成 29 年度の状況は以下のとおり</p> <ul style="list-style-type: none"> 提案書を受け付ける段階で、地域活動支援事業の目的と合致しているかを各事務所が確認している。 <ul style="list-style-type: none"> →春日区、名立区 個人審査を実施していない。（点数化せず、挙手等で採択を決定） <ul style="list-style-type: none"> →有田区、八千浦区、保倉区、北諏訪区、谷浜・桑取区 プレゼンテーションやヒアリングを実施していない。 <ul style="list-style-type: none"> →高田区 提案者が委員であった場合でも「審査に参加（特に制限なし）」としている。 <ul style="list-style-type: none"> →15 の区 <p>※その他、具体的な審査方法は 28 区それぞれの方法により実施している。</p>

事務所による検証の主旨	該当する地域自治区	市の案・見解
<ul style="list-style-type: none"> 現状どおり、各地域協議会で決定した審査・採択のルールにより行うことが適当である。 	新道、春日、諏訪、津有、高士、柿崎、吉川、中郷、三和を除く 19 地域自治区	<ul style="list-style-type: none"> 審査の実施に当たり、地域協議会委員個人の私情や主観が過度に入ることによって審査の透明性・客観性が失われることは問題ではありますが、統一的なルールで詳細まで規定することで誰が審査しても同じ結果とするのであれば、地域協議会の内部で合議により決定する意味合いが失われるものと考えます。 また、各区の、各地域協議会委員が提案事業を当該区の地域の実情を反映しながら審査・採択をすることができなくなることで、地域活動支援事業を通じて地域協議会が地域に向きあうインセンティブや地域の課題解決の手法の 1 つを失うことになるため、地域活動支援事業を行う意義が低下する懸念があります。 したがって、市で一律に審査態勢を整えるのではなく、公費の用途を考える権限を委ねられた地域協議会と事務所が、地域において、より効果的な案件の採択と、その過程の透明性・客観性の確保のバランスのとれた取組を、これまで以上に取り組むことが適当と考えます。
<ul style="list-style-type: none"> 全区で同じ審査基準や採点表を使うなど、標準的な考え方を全市で統一することが適当である。 	新道、春日、諏訪、津有、高士	
<ul style="list-style-type: none"> 採択回数、審査基準等の標準的なものは市で統一することが適当である。 	柿崎	
<ul style="list-style-type: none"> 基本的な審査方法は統一することが適当である。 	吉川	
<ul style="list-style-type: none"> 基本審査の取扱いを統一することが適当である。 	中郷	
<ul style="list-style-type: none"> 地域協議会委員の主観や私情に左右されない統一的な採点方法にすることが適当である。 	三和	

② 地域協議会内での認識共有（検証の主旨の類型化：8項目）

過去の課題認識等	<ul style="list-style-type: none"> 採点項目に対する判断基準等について、各委員に浸透していない。【H27 地協、合併前上越市・旧西頸】 Q&A を各委員に配付しているが、事務局では詳細に一つ一つ説明することまではしていないこともあり、委員によっては採点基準が曖昧になり、個人的な見解が強く反映されるように感じる。【H29 職員、合併前上越市・旧西頸】
現状	<ul style="list-style-type: none"> 審査前に全体協議を実施している。 <ul style="list-style-type: none"> →金谷区、直江津区、有田区、八千浦区、保倉区、北諏訪区、谷浜・桑取区 ヒアリング時に委員間の意見交換を実施している。 <ul style="list-style-type: none"> →牧区 採択方針の協議と合わせて採点票の取扱いについても協議している。 <ul style="list-style-type: none"> →安塚区 提案事業の現地踏査を行った後、グループ協議を実施している。 <ul style="list-style-type: none"> →大島区 地域協議会委員による勉強会を開催している。 <ul style="list-style-type: none"> →大潟区、板倉区 採点基準のポイント事項を整理した資料を採点票と併せて配付している。 <ul style="list-style-type: none"> →中郷区 <p>※委員就任当初の平成 28 年度には、多くの区で地域活動支援事業審査初任者研修を実施した。</p>

事務所による検証の主旨	該当する地域自治区	市の案・見解
・現状どおり、各区の実情に応じて対応することが適当である。	高田、直江津、有田、八千浦、保倉、北諏訪、谷浜・桑取、安塚、浦川原、大島、牧、大潟、頸城、中郷、板倉、名立	<ul style="list-style-type: none"> 地域協議会内の認識共有については、地域協議会の主体性や当事業の経過を踏まえ、自発的に取り組むことが必要であり、必要に応じて事務所が支援を行うことが適当と考えます。 既に課題意識のある区においては、必要に応じて実施していることから、今後も同様の取扱いとします。
・事務所が今回の検証・検討の結果を十分に周知することで足り、制度化はなじまないと考える。	新道、春日、諏訪、津有、高士	
・全体討議の方法等について協議が必要と考える。	金谷	
・認識を共有する機会が任期中に1回以上必要。	金谷、三郷、和田	
・全委員が同一の評価基準で審査に臨み、評価できる体制が必要。	柿崎	
・統一的な審査が行われるよう周知、検討することが適当である。	三和	
・共通の認識を持つことによるマイナス面も考慮する必要がある。	安塚、吉川	
・委員の判断により差異が生じることは致し方ないとする。	清里	

③ 提案団体・地域と委員の関係性（検証の主旨の類型化：3項目）

過去の課題認識等	<ul style="list-style-type: none"> ・委員の中に提案団体の関係者がいる場合、市としての方針を示していただきたい。【H26 地協、旧東頸】 ・委員の中に提案団体の関係者がいる場合、審査は公正な立場で協議する必要があるため、発言や協議への参加に対して客観的なルールがあるべき。【H26 職員、旧東頸】 ・委員の関心が配分額を使いきることにあり、補助希望額が配分額に達していない場合は事務局から協議が必要な点等を伝えても、どうしても審査が甘くなってしまう。【H29 職員、旧東頸】 ・地域協議会委員も住民であるため、特に出身地域の提案に対して厳しく審査に臨むことができないように見受けられる。【H29 職員、旧東頸】
現状	<p>提案者（団体の代表者又は個人）が委員であった場合の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係する案件の審査に参加 15 の区 ・関係する案件の審査に不参加 13 の区

事務所による検証の主旨	該当する地域自治区	市の案・見解
<ul style="list-style-type: none"> ・提案団体と関わりの強い委員が、その事業の審査に関わるかの判断については、現状どおり、各地域協議会の裁量に委ねることが適当である。 	<p>新道、春日、諏訪、津有、高士、牧、大島、柿崎、吉川、板倉を除く 18 地域自治区</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・審査には公平性や納得性が伴わなければならないと考えますが、その事業の関係者が自らの案件に係る審査に加わることは、公平感や納得性の確保に支障がある懸念が拭えないものと理解しています。
<ul style="list-style-type: none"> ・全市的に共通するルールを設定することが適当である。 	<p>新道、春日、諏訪、津有、高士、牧、大島、柿崎、板倉</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・このことは、審査に携わる地域協議会委員が存在しない団体や一般的な住民の視点において、地域活動支援事業の適正な運営・執行に対する疑念や不信につながりかねないことから、見直しが必要と考えられます。
<ul style="list-style-type: none"> ・提案団体の関係者である委員は採点に加わらないものと整理することが適当である。 	<p>吉川</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・一方、提案団体の構成員を兼ねる委員を全て審査から除外することは、地域で活動する団体に地域協議会委員が加入できなくなることを意味することとなり、地域協議会委員の地域での活動を制約することとなるため、適当ではありません。 ・また、地域協議会委員の役員に規制を限定した場合についても、役員の定義を明確にすることが必要ですが、団体ごとに役職の名称や責任・権限が異なることから、役員に対する規制に係る実効性を確保することに大きな課題が残ります。 ・このため、具体的な対応の一つとしては、提案団体の「代表者」である委員に限り、当該団体が提案した事業の審査に加わらないことも考えられます。

④ 審査手順の重層化

過去の課題認識等	<ul style="list-style-type: none"> 提案事業の一部について高額備品の整備や予算規模の膨らましなど本事業の趣旨に添わない傾向があるため、受付時には形式的審査に留めずに区の採択方針に合致しているか深く考察するとともに、予備受付、予備審査等を行うことが必要である。【H26 地協、旧東頸】
現状	<ul style="list-style-type: none"> 現状では、総合事務所で予備的な受付・審査等を行っていない。 受付前に提案団体から相談のある案件については、地域活動支援事業の趣旨や所管の地域協議会での議論等を踏まえ、丁寧な対応・助言に努めている。

※ 本項目については、予備的な審査等の反復よりも、個々の過程を丁寧に行う中で事務工程の複雑化を回避すべきものと考え、自治・地域振興課では見直し項目の対象外としています。

(2) 採択方法

① 提案団体の自立化に向けた取組（検証の主旨の類型化：8項目）

過去の課題認識等	<ul style="list-style-type: none"> 同一団体の同一事業に係る提案・採択が毎回行われているため、自主財源の確保や補助率の段階的見直し、終期の設定などにより、団体の自立を促すような全市一律の取組が必要。【H26 職員、合併前上越市・旧西頸】【H27 職員、合併前上越市・旧西頸】 本事業の活用について、小さなグループも参加できるようになってほしいため、支援を3年以上受けている団体は、協議の上で何パーセントかの減額を考える。【H26 職員、旧東頸】 団体の固定化と内容の変わらない事業提案が多いことから、新規の団体・事業の提案を促すため、毎年内容の変わらない提案と新規の提案で補助率等の差を付ける。【H26 職員、旧東頸】 毎年の補助により、自分たちだけで事業を行う体力・技術を失っていることや、本来的な活動（地道な活動）からイベント中心への事業展開の背伸び、過大な支出となっている懸念。【H29 職員、合併前上越市・旧西頸】
現状	<ul style="list-style-type: none"> 補助率を2回目以降90%、80%と減額し、補助金の上限を100万円と規定している。（柿崎区） 過年度に採択された事業で、同一団体から同一内容の事業が提案された場合、3回目以降は、地域協議会で事業の必要性、発展性について十分確認・審査し、採択の可否を判断する。（板倉区） <p>※現状、団体の自立化に向けて独自に対応している区はほとんどない</p>

事務所による検証の主旨	該当する地域自治区	市の案・見解
<ul style="list-style-type: none"> 一律に自立化を促すのは困難であるため、現状どおりの取扱いが適当である。 	高士、直江津、有田、八千浦、保倉、北諏訪、谷浜・桑取、浦川原、牧、中郷、清里、三和	<ul style="list-style-type: none"> 現在、複数年度目の採択時における補助率と、新規案件の補助率に違いを設けて、新規案件の創出に向けた取組を行っている区は柿崎区のみ状況です。 地域活動支援事業の予算に限りがある中で、地域の様々な課題を解消するためには、本来は提案事業が次々と新たに行われ、多くの住民による主体的な取組が促されることが望ましいものと考えます。 一方、地域活動支援事業における新規事業の全事業における割合は、近年は3割前後で推移しており、残る7割前後が複数年度に渡る採択事業となっています。
<ul style="list-style-type: none"> 自立化の促進に当たり、年制限の設定は不要と考える。 	名立	
<ul style="list-style-type: none"> 提案団体の自立化に向けた取組は必要と考える。 	高田、金谷、三郷、和田、安塚、大島、頸城、板倉	
<ul style="list-style-type: none"> 全市の制度として、補助期間の設定が必要。 	新道、春日、諏訪、津有	
<ul style="list-style-type: none"> 複数年の提案事業への減 	柿崎	

額等の対応が必要と考える。		<ul style="list-style-type: none"> ・このため、地域活動支援事業の趣旨に照らし、新規事業の提案が更に行われるよう、制度・仕組みとして住民から活用される環境を整える必要が生じています。 ・なお、地域の活性化に資するものである等、長年採択され続けるための公益性が地域において認められる案件については、引き続き一定の公的関与を残す有効性も考慮することから、一定年数の継続を以って不採択とすることは、市では考えていません。（地域の実情に応じて、各地域協議会で判断する事項と考えます。） ・以上のことを踏まえて、具体的な対応の一つとしては、市では、次のとおり補助率を整理することも考えられます。 <p>《補助率の上限設定》</p> <p>①地域課題の解消を急ぐ事業 前記2-(1)では、例示として「採択方針の精査」中、「地域自治を担う人材の養成・確保」「日常生活に関する課題に関し、住民間で支え合って解決する事業」の2項目を設定 採択1年目～2年目 9/10 以下 採択3年目～4年目 8/10 以下 採択5年目以降 7/10 以下</p> <p>②一般的な事業 基本的には、これまでどおり区で検討した採択方針に登載する事業が該当 採択1年目～4年目 2/3 以下 採択5年目以降 1/2 以下</p>
・全市統一の事業提案回数 の上限を設けることが必要と考える。	柿崎	
・各区の実情に応じて、回数制限や、補助率を設定することが適当である。	大潟	
・補助率を下げるのではなく、採択の優先度を低くする仕組みを整えることが適当である。	吉川	

② 採択に係る考え方の共通化（検証の主旨の類型化：3項目）

過去の課題認識等	<ul style="list-style-type: none"> ・採点結果の上位事業から採択を決定するよう共通審査基準を見直しする。【H26 地協、旧東頸】 ・補助金交付額の調整方法について、基礎的な考え方だけでも客観的な統一基準を設けるべきである。【H26 職員、旧東頸】
現状	<ul style="list-style-type: none"> ・採点結果の重要視の度合いは区によって違いはあるが、基本的には点数の高い事業を優先して採択している。また、提案額が配分額を超過した場合の対応方法も各区それぞれ異なるが、委員間の協議によって金額を調整することが基本となっている。

事務所による検証の主旨	該当する地域自治区	市の案・見解
・現状どおりが適当である。	新道、春日、諏訪、津有、高士、柿崎以外の22地域自治区	<ul style="list-style-type: none"> ・現状において、「点数が高い事業が優先」「金額の調整が必要な場合は委員間で協議」というように、本質的な部分では既に全ての区で共通の考え方に基づき審査が行われていますので、新たな基準
・(部分的に)全市統一の制	新道、春日、諏訪、	

度を設定することが必要と考える。	津有、高士	の設定は必要ないと考えます。
・補助金交付額の調整方法について、全市統一のルールを設定することが必要と考える。	柿崎	

③ 個別的懸案事項

過去の課題認識等	<ul style="list-style-type: none"> ・町内会等では将来像を持っていないため場当たり的な提案になっているものと考えていることから、採択に当たり町内会・地域の将来像を描くための提案を優先するとともに、計画実現に必要な経費を別枠として確保する。【H26 職員、旧東頸】 ・提案の団体・事業に偏りがあり、もっと広く提案していただけるような方策が必要であるため、区全体としての事業を優先的に考慮する。【H26 職員、旧中頸・頸南】 ・採択に当たり、補助額の合計が配分額を超えた場合における取扱いの内規を平成 29 年度に定めたが、これまで適用する状況になかったため、実際に適用するような状況が生じた時の調整方法に懸念がある。【H29 職員、合併前上越市・旧西頸】
現状	<ul style="list-style-type: none"> ・現状では、採択方針に反映することで解決できる性格の事案については、各区の実情に応じて対応している。 ・各地域協議会・各事務所で判断に迷う事案のうち、自治・地域振興課に相談のあった案件については、地域活動支援事業の趣旨や制度運営の実績などに基づき必要な助言を行っている。

※ 本項目については、各地域協議会・各事務所において解決策を検討（必要に応じて自治・地域振興課が支援）することが主となるため、自治・地域振興課では見直し項目の対象外としています。

(3) 複数区提案（検証の主旨の類型化：3 項目）

過去の課題認識等	<ul style="list-style-type: none"> ・複数区（〇〇中学校区）に渡る事業提案があり、提案書には「希望額から補助額が減額となった場合でも事業実施を行う」という文言の記載があるが、どこかの区が減額もしくは不採択とした場合に、減額した区の子どもに不利益を被ることがあるのではないかと懸念があった。【H29 職員、合併前上越市・旧西頸】
現状	<ul style="list-style-type: none"> ・現状では提案に要する条件付けはなく、各区で審査採択を実施している。一部の案件では、区間で採択・不採択の結果が分かれることがあるが、募集要項での明示や受付時の説明により、そのことで提案団体や市民等からの苦情は生じていない。

事務所による検証の主旨	該当する地域自治区	市の案・見解
<ul style="list-style-type: none"> ・現在の取扱いが適当である。 	清里以外の 27 地域自治区	<ul style="list-style-type: none"> ・制度変更を求める内容の理由については、本事業の想定する地域の概念に沿わないことを旨とするものですが、具体的な案件の性質に応じて個々の地域協議会で採択の判断を行うことが適当と考えます。 ・また、過去の課題意識にあった提案案件への審査結果による不利益の懸念については、現在は生じていないため、当該課題意識は解消したものと考えています。
<ul style="list-style-type: none"> ・基本的な考え方として、複数区に渡る事業提案は、本事業の目的における「身近な地域」に沿わないので認めるべきではないと考える。 	清里	

		す。 ・以上のことを踏まえて、現状維持とします。
・必要に応じて、事務局が各区への按分根拠等を確認する必要がある。	高士、安塚	・現状どおり、事務局が提案団体に必要な聞き取り・指導を行い、他事務所と情報を共有しながら対応するものとします。

(4) 採択事業の内容変更（検証の主旨の類型化：4項目）

過去の課題認識等	<ul style="list-style-type: none"> 採択の結果、希望額よりも少額の補助額決定となった場合、提案団体は提案を見直しして補助の本申請をすることができるが、審査時と異なる内容で提案事業を実施することには違和感がある。また、このルールを悪用する懸念もあるため、提案内容を変更する場合は変更後の内容の妥当性を地域協議会と市が確認することを統一のルールとして定める必要がある。【H26 地協、旧東頸】
現状	<ul style="list-style-type: none"> ○変更承認申請が必要な場合 <ul style="list-style-type: none"> 事業費の変更（補助対象事業の総事業費の概ね30%を超える増減を行う場合） 事業の内容の変更（事業の実施方法・内容を変更する場合、補助金額の減額を希望する場合） 補助金の交付時期等の変更を希望する場合 補助対象事業を中止し、又は廃止する場合 完了日が申請時の事業完了予定日を大幅に過ぎる場合 ○変更申請を行う場合の地域協議会の関わり方 <ul style="list-style-type: none"> 変更承認申請の承認の決定は、書類、聞き取り等により、補助事業者に十分に確認した上で事務局が行うこととし、地域協議会へは、事後に報告を行う。 事業内容が採択された時点と大幅に変更され、事業の目的達成・効果等に影響があると考えられる場合は、変更承認の決定を行う前に、事務局は地域協議会に協議を行う。

事務所による検証の主旨	該当する地域自治区	市の案・見解
・運用マニュアルに基づき対応することとし、現状どおりとする。	大島、板倉、清里以外の25地域自治区	<ul style="list-style-type: none"> 「新たな統一ルール設定が必要」という4区の意見については、検討の結果、以下の点から課題があると考えました。 したがって、現行の運用マニュアルの規定に基づいた対応が適当であると考え、現状どおりとします。 ①事業内容が申請時と異なる場合は、改めて、地域協議会において審議すべき（大島） →軽微な変更があった都度、地域協議会を開催することを全ての区で実施することは困難であり、現実的ではないと考えます。例えば、イベント等の事業で日程がすぐに迫っている場合は、物理的に地域協議会を開催できないケースも想定されるところです。 ②事業の内容や補助金額を変更して採択した場合に、修正内容について委員から承認を得る方法について、全市でルール化すべき（浦川原、板倉） →運用マニュアル「変更申請を行う場合
・事業内容が申請時と異なる場合は、改めて、地域協議会において審議することが適当である。	大島	
・事業の内容や補助金額を変更して採択した場合に、提案団体による修正内容について委員から承認を得る方法を全市でルール化することが適当である。	浦川原、板倉	
・採択の結果、希望額よりも少額の補助額となった場合については、内容の変更を認めないことが適当である。	清里	

		<p>の地域協議会の関わり方」で一般的なルールは既に定めているところです。更に細かなルールを定めることは、地域や提案事業の実情・状況等を踏まえた対応が困難になることが予見されるため、地域活動支援事業の目的からは適当ではないと考えます。</p> <p>③採択の結果、希望額よりも少額の補助額となった場合については、内容の変更を認めない（清里）</p> <p>→減額分を自主財源で負担しきれないような団体もあり、全く変更を認めないことによる新たな問題の発生も想定する必要があります。減額と判断した時に、地域協議会が想定した事業の効果に影響がなければ、事業計画の変更もあり得るものと考えます。</p>
--	--	---

(5) 情報共有

過去の課題認識等	<ul style="list-style-type: none"> 追加募集の結果、配分額を上回る補助希望額があったため、補助額の決定に苦慮したことから、審査方法や問題点などを次年度の参考とするべく担当職員の意見交換会を実施してほしい。【H27 職員、旧頸北】
現状	<ul style="list-style-type: none"> 事務所等が情報提供を求めた場合にあつては、自治・地域振興課で保有している情報の提供に努めている。 地域協議会業務に係る担当者研修会を毎年行っており、地域活動支援事業に係る事案についても、必要に応じて意見交換等を行う仕組みを整えている。

※ 本項目については、事務所の情報収集力強化の観点であり、庁内事務（担当職員の研修・意見交換のあり方）の見直しに係るものであるため、別途整理することとし、自治・地域振興課では見直し項目の対象外としています。

(6) 効率化

過去の課題認識等	<ul style="list-style-type: none"> 審査・採択にかける時間が多く、地域協議会で地域課題や市への提案に向けた協議の時間が取れないため、事務の合理化を進める。【H26 地協、旧頸北】
現状	<ul style="list-style-type: none"> 各地域協議会・各事務所はともに審査・採択に係る手順の見直しを主体的に進め、極力、自主的審議事項の審議時間の確保に影響が及ばないよう、運営の工夫に取り組んでいる。

※ 本項目については、審査方法及び採択方法の効率化を通じて解決するものであり、項目を独立して取り扱わないこととするため、自治・地域振興課では見直し項目の対象外としています。

6 評価

(1) 個別案件の事後評価（検証の主旨の類型化：9項目）

過去の課題認識等	<ul style="list-style-type: none"> ・協議会として事業の実績評価を行う必要がある。【H26 地協、合併前上越市・旧西頸】【H26 地協、旧頸北】【H26 地協、旧中頸・頸南】 ・本人評価による報告のみであるため、事後のプレゼンを義務化すること等により、他者（地域協議会委員）による達成度の評価が必要ではないか。【H26 職員、旧中頸・頸南】 ・散策コースの整備や環境整備・景観づくり等の施設整備を目的としたハード事業そのものは定量的な評価が難しいため、利用者数など整備後の活用状況などで定量的な評価を行う。【H26 職員、旧中頸・頸南】 ・実績報告があった事業について委員がアフターフォローとして事業確認しているが、事業実施から数年経過した案件を対象に、備品などの活用状況や不適切な事案があった場合の対処方法などを検討する必要がある。【H29 職員、旧中頸・頸南】
現状	<ul style="list-style-type: none"> ・制度的な全市共通の取組として、実績報告時に、補助対象団体は自己申告として評価結果をまとめ、市に報告するよう様式を整備し、運用している。 ・このほか、区の実情に応じて、事務所から地域協議会への報告や事務所・地域協議会委員による個別の状況把握、区内開催の地域活動支援事業活用団体による成果発表会に合わせた事後評価を行っている。

事務所による検証の主旨	該当する地域自治区	市の案・見解
・各区の実情を踏まえた現行の取扱いが適当である。	金谷、三郷、和田、安塚、大島、柿崎、吉川、中郷、板倉を除く 19 地域自治区	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の適正実施については、事務所が提案団体から文書報告を受けるため、必要に応じて聴き取りや現場確認を行うことを優先するものと考えます。 ・地域協議会が検証する観点としては、事務所が担うべき事務の適正執行よりも、地域協議会の本旨に基づき、地域活動支援事業により提案事業を支援した成果について、住民の視点・感覚により地域課題の解消や活性化にどの程度貢献したか把握する観点で臨むことが望ましいと考えます。 ・このため、区の実情に応じて対応することが適当と考えます。 ・なお、実施に当たっては、提案団体への実務負担上の配慮も必要と考えます。
・地域協議会による検証は有効であるため、実施する。	安塚、浦川原、柿崎、中郷、板倉	
・地域協議会委員の共通認識を図るため、必要に応じて意見交換会を行う。	金谷、三郷、和田	
・地域協議会で事業評価を行う場合は、全市的なルールとして位置付けることが必要と考える。	吉川	
・地域住民を対象とした事業発表や成果報告会を全区で開催することが適当である。	大島	
・評価を行うためには適切な目標設定が必要となるが、目標の設定により、提案団体や地域協議会の活動に悪影響が生じないように配慮しなければならないため、制度・運用上の検討が必要と考える。	吉川	

<ul style="list-style-type: none"> ・評価に当たっては、定量的な評価よりも実施前後の比較で把握できる程度でよいと考える。 	<p>名立</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・実績評価を行う場合は、委員業務の負担軽減や具体的な対応基準の整理が必要と考える。 	<p>清里</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・備品については、耐用年数分の状況把握が必要と考える。 	<p>新道、春日、諏訪、津有、高士、牧、大潟、三和</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・取組の実効性や提案団体・市の実務負担の観点等から、多面的に検討する必要がありますので、取扱いを市で検討します。

7 その他

(1) 本事業に係る環境整備（検証の主旨の類型化：16項目）

過去の課題認識等	<ul style="list-style-type: none"> 内容等が固定化しており、真新しさが感じられないため、市で新たな提案団体・提案事業の掘り起こしや、新たな団体結成の後押しを行う。【H26 職員、旧中頸・頸南】 提案団体や事業が各団体・地域に偏りがあるため、もっと広く提案していただけるような方策が必要なため、福祉・教育・環境・地域おこし・観光等のまちづくり活動への勉強会を開催し、住民の意識の向上を図る。【H26 職員、旧中頸・頸南】 提案団体が固定化され内容の変わらない事業提案が多く、新規の団体や事業提案が少ないため、市で提案書の作成を代行する団体（まちづくり振興会等）を育成する。【H26 地協、旧頸北】【H26 職員、旧東頸】
現状	<ul style="list-style-type: none"> 本事業の周知以外の取組としては、一部の区で実施している活用団体に係る成果発表会の開催や、地域協議会で行う地域の住民・団体等との意見交換会等の場で、地域住民等への働きかけを行っている。 一方、H30.1月の市民の声アンケートでは前回よりも地域活動・市民活動に参加する市民の割合が低下している。特に男性よりも女性、30代～70代よりも20代以下が低水準となっている。 市は、提案団体から様式作成に当たり、必要に応じた相談対応や作成支援を行っている。

事務所による検証の主旨	該当する地域自治区	市の案・見解
・新規案件の掘り起こしに向けた取組が必要と考える。	金谷、三郷、和田、直江津、有田、八千浦、保倉、北諏訪、谷浜・桑取、浦川原、中郷、清里、三和	<p>(新規案件の掘り起こし関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> 新規案件の掘り起こし関係については、13の区で課題意識がありました。 過去の課題意識とも合致しており、課題認識は現在も継続しているものと考えます。 地域活動支援事業における新規事業の全事業における割合は、近年は3割前後で推移しており、残る7割前後が複数年度に渡る採択事業となっていること、及び、直近の市民の声アンケートの結果を踏まえ、既存団体の活性化とともに、新規（団体による）活動の促進が重要と考えられることから、必要に応じて、本事業の周知の取組に反映します。 なお、回数制限については、別項（5-2）-①提案団体の自立化に向けた取組の項（P23～）で整理します。 <p>(書類作成支援関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> 支援を積極的に認める検証結果は4区ありますが、懸念する検証内容も3区ありました。 新規の提案促進のために支援することは一定の意義はありますが、団体が主体性を損なうような支援の在り方には課題がありますので、団体の在り様に応じ
・小さい取組、細かな活動を支援するため有志等への働きかけを進めたい。	安塚	
・提案団体の固定化自体は問題ないと考える。	大島、大潟、板倉、名立	
・必要な体制整備を既に行っているため、現状を維持する。	高田	
・書類作成の支援は、今後必要である。	安塚、浦川原、清里	
・提案団体の固定化の一方、当事業の未活用団体も地域には存在している。文書作成の煩雑性を緩和するため、住民組織による提案書作成代行も考えられる。	柿崎	
・提案書作成代行は、提案団体の主体性を損ねてしまうおそれがある。	牧	
・住民組織による書類代行作成よりも、地域協議会委員が提案案件に関わることが重要である。	大島	

<ul style="list-style-type: none"> ・提案書作成代行を行っても、新規団体等の増は見込まれない。 	大湊	<p>た支援の在り方について、相手方の実情を踏まえた対応を行うことが適当と考えます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・提案団体に対する採択回数制限は、地域の活性化に向けた活動支援という本事業の本来の目的と相反すると考える。 	板倉	
<ul style="list-style-type: none"> ・既存団体の一部には、完全に自立していないと思われる団体もあるため、継続的な提案(支援)が必要な場合がある。 	頸城	
<ul style="list-style-type: none"> ・地域活動支援事業の趣旨は地域活動(ソフト活動)の活性化にあるが、地域のニーズは地域におけるハード面の整備にあるため、すれ違いが生じている。 	吉川	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の趣旨と地域の認識に不整合があることは承知しています。まずは事業の趣旨が地域に浸透するよう、住民の理解を図りつつ、事業を推進することが必要と考えます。 ・ハード整備については、ソフト事業よりも一般的には地域に与える影響が長期、かつ大きく、費用も高額となる傾向があります。このため、ハード事業の必要性や求められる仕様の精査が、今よりも更に審査・採択を行う地域協議会に求められるものと考えます。
<ul style="list-style-type: none"> ・地域協議会での自主審議時間をさらに確保するためには、住民組織への補助金の交付や地域協議会とは別の機関による審査採択の実施など、制度的な見直しが必要である。 	中郷	<ul style="list-style-type: none"> ・地域協議会での自主審議時間への影響については、複数の区において課題に広がりが生じている状況ではないと考えます。 ・したがって、現状では審査方法の精査・簡素化や審査要員の少人数化等、区の運用により解決を図ることが適当と考えます。 ・地域活動支援事業で期待する効果である地域協議会が地域に向き合うためのきっかけづくり等の観点から、現在、地域協議会が本事業との関わりを薄めるような制度的な見直しを行う予定はありません。
<ul style="list-style-type: none"> ・団体の育成を視野に制度的な(一律の)対応を取ることが適当ではない。 	新道、春日、諏訪、津有、高士	<ul style="list-style-type: none"> ・地域活動支援事業は、団体の事業実施のきっかけづくりに留まらず、その後の団体の育成に影響が及ぶものと考えています。 ・団体の育成には、様々な要素があり、多くの時間を要することも想定していますが、地域活動支援事業がその一助となるよう制度運用することが求められているものと考えます。

<ul style="list-style-type: none"> ・所管課の意見については、法的側面等によるもののほか、提案内容を充実するための助言的要素を加えていただきたい。 	大島	<ul style="list-style-type: none"> ・提案内容を充実するための要素を対象に区として助言を受けたいと考える場合は、区のルールとして意思決定した上で、意見を求めることが必要と考えます。 ・基本的には、提案団体からその旨の希望があった場合は、必要に応じて提案団体が直接、又は事務所が間に入って所管課に相談することが必要であり、制度として所管課に一律的に求める意見については、要素を複雑にしないことで制度・仕組みを適切に運用していくことが適当と考えます。
<ul style="list-style-type: none"> ・次代を担う子どもたちの郷土愛を育むことにも審査の視点を置き、将来に向けて本事業の取組（有効性）をつなげていく必要がある。 	名立	<ul style="list-style-type: none"> ・地域にとって、何が課題で、どのような事業が必要かということについて、 <ol style="list-style-type: none"> ①地域協議会の中で議論をして、 ②その結果を採択方針の中に盛り込み、 ③地域にとって必要な事業提案を促す この一連のサイクルを意識しながら、事務所として対応することが望ましいと考えています。 ※「区や地域をこれからどうしたいのか」という思いが委員には明確にあるということでしたので、その思いを提案募集の際に地域に発信することが大切と考えます。

(2) 事務処理の簡素化

過去の課題認識等	<ul style="list-style-type: none"> ・公金を支出することから提出書類の内容は明確にすべきであるが、提案者が簡単に記入できる事務処理の簡素化が必要ではないか。【H26 地協、合併前上越市・旧西頸】×2 ・いろいろな団体から気軽に応募できるよう、様式を簡素化する。【H26 地協、旧頸北】 ・少人数の団体などでは、提出書類の作成が難しい場合があるため、簡略化してほしい。【H26 地協、旧中頸・頸南】 ・提案書の記入が難しすぎるとの指摘があるが、まちづくりや地域の活性化に対する考え方・論点で書けば、決して難しくないと考えており、行政からのアドバイスについても適時行われていると認識している。【H26 地協、旧中頸・頸南】 ・数多くの団体から提案が提出されるよう、事例の公表や手続きの簡素化等、環境づくりが必要。【H26 地協、旧東頸】
現状	<ul style="list-style-type: none"> ・Q&Aや記載例の見直しは毎年、定期的に改正が必要な事項の対応を行っている。また、提案団体から提案文書の作成に当たり、助言や指導が求められた場合にあっては、事務所は、提案団体の主体性を尊重しながら必要な助言等を行っている。

※ 本項目については、実質的に「事務局の役割」等の中で具体化する内容であるため、項目を独立して取り扱わないこととするため、自治・地域振興課では見直し項目の対象外としています。

【写】

平成 31 年度地域活動支援事業案の概要

※予算額 1 億 8,000 万円や区への配分額の積算方法など、市が定める制度的な事項や運用上整理している事項については、今回、別紙資料「地域活動支援事業の検証・検討等に基づく見直し方法等」で新たな見解を示した内容及び様式内容の見直し等軽微な内容を除き、平成 30 年度と同じ予定である。

※本事業案の概要は、平成 31 年市議会 3 月定例会での新年度予算の成立を前提としたものであり、内容について変更となる場合がある。

1 趣旨 (1) 目的 (2) 運用方針 (3) 審査体制	(1) 実施方法 (2) 対象事業 (3) 対象経費 (4) 補助率・限度額の設定
2 各区への配分額 (1) 総事業費 (2) 配分額 (3) 残額の取扱い	5 事業の実施手順等 (1) 採択方針の取扱い (2) 事業提案書の受付 (3) 提案事業の審査 (4) 事業の紹介・公表
3 今後の主なスケジュール	
4 事業の概要	

1 趣旨

(1) 目的

- 地域自治区制度は、市民が地域の課題を主体的にとらえ、議論を行い、決定した意見を市政に反映させていくための仕組みであり、また、身近な地域の課題解決に向けた自主的・自発的な地域活動をより活発なものとしていくための仕組みでもあることから、制度の実効性を高めていく手法として、本事業を制度化したもの。
- 資金の使い道を考えることを通じて、市民の皆さんが、自治とは何か、地域の豊かさ、地域づくりとは何かということに思いを巡らせ、自らの発意を行動に移していく、こうした市民主体のまちづくりを進めていく契機としていく。

(2) 運用方針

- 地域の住民が自ら考え、地域の課題解決や活力向上のために必要とする事業について極力制限を加えることなく活用できるよう、全市的な規制を最小限に抑え、できる限り地域の裁量に委ねる。

(3) 審査

- 住民の生活実感を踏まえた議論を経て、地域にとって真に必要な提案事業を採択することは、地域の課題解決に向けた地域協議会の役割に適う活動であることから、各区の「採択方針の決定」と「審査」は、引き続き各地域協議会に委ねることとする。
- 各地域協議会においては、提案事業の審査を通じて、地域の活動団体の状況や地域の課題の把握にも努め、自主的審議の一層の活性化につなげていただきたい。また、審査に当たっては、地域の活力向上や課題解決に対する効果、提案団体の自立の観点について改めて十分な審議をいただき、本事業の更なる効果的な活用につなげていただきたい。

2 各区への配分額

(1) 総事業費

1億8,000万円

(2) 配分額

均等割1億2,600万円(450万円×28区)＋人口割5,400万円

均等割7：人口割3

※各区の配分額については2月下旬の新年度予算案公表に併せて公表。

(3) 残額の取扱い

- 追加募集を行うかどうかは、各地域協議会の判断に委ねることとする。
- 配分額の残額は、翌年度に加算しない。

3 今後の主なスケジュール

～2月下旬	各地域協議会において採択方針、募集期間等を決定
2月下旬	新年度予算案の公表、制度の概要案の公表
3月～	新年度の募集に向けた相談の受付(たより・説明会・個別相談)
4月1日～	事業の募集開始(募集期間は地域自治区により異なる)
募集終了後	各地域協議会での審査
審査終了後	採択事業の決定、公表
採択決定後	補助金の交付決定、事業の実施

※事業提案書の提出日以降の事前着手は認めることとする。

4 事業の概要

(1) 実施方法

- 「市が行う事業」は対象としない
- 事業の内容
 - ・ 団体等が、主体的に取り組む事業に対し、市が補助金を交付
- 事業を提案できる方
 - ・ 5人以上で構成し、市内で活動する法人又は団体(政治や宗教活動を目的とする法人又は営利法人を除く)

(2) 対象事業

- 「身近な地域における課題の解決を図り、それぞれの地域の活力を向上するため、市民の皆さんが自発的・主体的に行う地域活動」を対象とする。
ただし、次のものは対象外とする。
 - ・ 政治・宗教活動を目的とする事業
 - ・ 公序良俗に反する事業
 - ・ 国・県・市の他の補助制度と重複して助成を受けようとする事業
 - ・ 市に大規模な施設の設置や開発を求めるために行う事業
 - ・ 行政サービスの提供や公共施設の整備等を市に求める事業

(3) 対象経費

- 事業の目的を達成するために直接必要な経費を補助する。
ただし、次に掲げる経費は補助の対象外とする。
 - ・応募や実績報告などに要する事務的な経費（提出資料のコピー代や郵送代、等）
 - ・応募団体等の運営（人件費、事務所の家賃、振込手数料等）に要する経費
 - ・応募団体の人が飲食を行う経費（弁当代やイベント終了後に行う懇談会の食事代等。
ただし、作業に参加した人へのお茶代・菓子代は対象とする。）
 - ・会議の時のお茶代・菓子代
 - ・金券（商品券、サービス券）などの発行に係る経費（個人の私的な資産形成に当たるものと捉えられることから対象外とする。）
 - ・その他対象とすることが適当でないと市長が認めた経費

(4) 補助率・限度額（上限・下限）の設定

- 住民の発意を大切に、主体的な活動をより広く展開していくことを期待する趣旨から、資金調達が障害とならないよう、補助率は10/10以内とする。
- ただし、補助率の設定及び上下限の設定は、各地域協議会による地域の実情を踏まえた判断に委ねることとする。

5 事業の実施手順等

(1) 採択方針の取扱い

- 各区の採択方針は地域協議会がまとめる。
 - ・事業の募集に先立ち、各地域協議会は、地域で抱える課題に応じて、どのような事業を実現すべきかを明らかにするため、地域の目指すべき姿、地域で課題となっていることなどを議論して採択方針としてまとめる。
 - ・採択方針は、地域の将来像や、優先的に採択する事業のほか、必要に応じて補助率や補助金額の上限・下限、審査の配点などを含めて決定する。

(2) 事業提案書の受付

- 事業提案書は、事業の提案者が事業を行う区域の総合事務所又はまちづくりセンターに持参する（直接面談の上内容の確認が必要であり、郵送での応募は受け付けない）。
- 審査を円滑に進めるため、土地利用等に関し提案者以外の承諾が必要な事業については、関係者と事前に協議が行われているかどうかを受付で確認する。
- 提案書の作成等申請についての相談は各事務局が対応し、提案者をサポートする。

(3) 提案事業の審査

- ヒアリングやプレゼンテーションの実施は、各地域協議会の判断に委ねる。
- 審査は次の視点を基に行うこととする。

視点	内容	審査の方法
ア) 基本審査	提案事業が「地域活動支援事業の目的と合致しているか」を確認するもの。 ※提案を受理した段階で確認が済んだと判断して審査項目に加えないなど、区の状況に応じて実施しなくてもよい。	適否を確認

視点	内容	審査の方法
イ) 地域自治区の採択方針	地域自治区ごとに設定する ※地域の課題解決のために、どのようなテーマの提案事業を実施すべきかを明らかにするもの。	適否を確認
ウ) 共通審査 ※具体的な項目は下記のとおり	全ての地域自治区の審査で共通するもの ※全ての地域自治区で共通の視点に立ち、提案された事業を審査する上で必要最小限の基準。 ※配点は自由。 ※必ずしも点数をつけなくともよい。	項目ごとに配点し、採点

<共通審査の項目と視点>

審査項目	審査の視点
①公益性	<ul style="list-style-type: none"> ・提案事業の成果が広く地域に還元されるものか ・全市的な方向性と合致しているか ・提案者以外の市民や事業者、団体等に不利益を与えるものではないか
②必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の実情や住民要望に対応したものか ・地域の課題解決、あるいは活力向上に有効な取組であるか ・緊急性の高い提案事業であるか ・ほかの方法で代替できないものであるか
③実現性	<ul style="list-style-type: none"> ・目標（達成すべきこと）や事業内容が明確なものか ・関係者との合意形成や組織内部での実施態勢が整っているか ・資金調達の規模や時期に無理はないか
④参加性	<ul style="list-style-type: none"> ・提案事業の実施に当たり、提案者に限らず多くの住民等の参加が期待できるものか
⑤発展性	<ul style="list-style-type: none"> ・新しい発想が感じられる取組や、先進的な取組であるか。 ・提案団体は、信頼性、将来性、継続性はあるか ・事業の終了後における継続性や自立性、発展性は期待できるか

- その他、審査においては、次のとおり取り組むものとする。
 - ・必要に応じて、共通審査項目に加えて、各区独自の審査項目の追加も可能。
 - ・審査に必要な書類がある場合は、各区の判断により提出を求めることも可能。
 - ・地域協議会委員は公平・公正な視点で採択審査に当たることが前提であるため、地域協議会委員が事業提案者と関わりがある場合でも、当該委員が審査に加わることを一律制限することはない。ただし、各地域協議会での検討の結果、いわゆる利害関係者を審査から外すことも可能。

(4) 事業の紹介・公表

- 当該事業の活用について、地域内の各種団体に広く周知するとともに、「まず、相談に来てもらうこと」をPRする。
- 提案事業や採択事業は、市民の皆さんにその内容を広くお知らせするため、報道機関に情報提供を行うほか、市のホームページなどで紹介する。
- また、採択事業の実施結果は、年度末に広く市民に公表する（広報や市ホームページでの周知、成果報告会の開催、情報提供等）。